



EMBASSY OF THE UNITED STATES IN JAPAN

## About the USA

U.S. DEPARTMENT of STATE



- [ホーム](#)
- [今月の話題](#)
- [参考資料日本語訳](#)
- [FAQs](#)
- [クイック・レファレンス](#)
- [大使館 / レファレンス資料室](#)
  - [大使館](#)
  - [レファレンス資料室](#)
- [このサイトに関して](#)
- [サイトマップ](#)

- [English](#)

- ▶ [米国のプロフィール](#)
- ▶ [アメリカ合衆国のポートレート](#)
- ▶ [数字で見る米国](#)
- ▶ [米国50州](#)
- ▶ [歴史](#)
- ▶ [歴史と民主主義の基本文書](#)
- ▶ [歴史の中の今日](#)
- ▶ [国歌・国旗・国璽・祝祭日](#)
- ▶ [日米関係](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [安全保障関係](#)
- ▶ [経済関係](#)
- ▶ [文化交流関係](#)
- ▶ [日米関係機関](#)
- ▶ [年表](#)
- ▶ [大使のスピーチ・寄稿](#)
- ▶ [大使と首席公使のリスト](#)
- ▶ [米国政府・政治](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [政府判事の経歴](#)
- ▶ [政党](#)
- ▶ [選挙](#)
- ▶ [行政府](#)
- ▶ [立法府](#)
- ▶ [司法府](#)
- ▶ [州・地方自治体](#)

- ▶ [シンク・タンク](#)
- ▶ [大統領の外国訪問記録](#)
- ▶ [法律と条約](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [立法過程](#)
- ▶ [主要な法律](#)
- ▶ [州法](#)
- ▶ [主要な国際法・協定](#)
- ▶ [米国社会](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [多様性と移民](#)
- ▶ [公民権](#)
- ▶ [家庭生活](#)
- ▶ [宗教](#)
- ▶ [社会福祉](#)
- ▶ [犯罪・司法](#)
- ▶ [スポーツ](#)
- ▶ [ビジネス・貿易](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [農業](#)
- ▶ [国勢](#)
- ▶ [ビジネス](#)
- ▶ [Eコマース](#)
- ▶ [経済援助](#)
- ▶ [経済政策](#)
- ▶ [労働問題](#)
- ▶ [貨幣と銀行](#)
- ▶ [経済統計](#)
- ▶ [貿易・投資](#)
- ▶ [教育](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [米国留学](#)
- ▶ [大学進学のための情報](#)
- ▶ [教育制度](#)
- ▶ [教育政策と現状](#)
- ▶ [メディア](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [報道の自由](#)
- ▶ [報道倫理](#)
- ▶ [ジャーナリスト](#)
- ▶ [新聞](#)
- ▶ [雑誌](#)
- ▶ [ラジオ](#)
- ▶ [テレビ](#)
- ▶ [米政府関係のニュース](#)
- ▶ [芸術と文化](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [音楽](#)
- ▶ [映画](#)
- ▶ [演劇](#)
- ▶ [ダンス](#)

- ▶ [フォークアート](#)
- ▶ [文化史](#)
- ▶ [文学](#)
- ▶ [建築](#)
- ▶ [視覚芸術](#)
- ▶ [環境・科学・技術](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [環境](#)
- ▶ [エネルギー問題](#)
- ▶ [情報技術](#)
- ▶ [医学と健康](#)
- ▶ [核科学](#)
- ▶ [宇宙研究](#)
- ▶ [旅行・米国地理](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [観光とイベント](#)
- ▶ [旅行便利情報](#)
- ▶ [旅行雑誌](#)
- ▶ [ホテル・旅行社](#)

米国政府の概要 - 第1章

憲法 — 不朽の文書

[トップページ](#)

[Go to English](#)

「この規定は、来たるべき時を超えて持続し、その結果、人間に関するさまざまな危機に当てはめるべきものとして憲法に盛り込まれている」

— 合衆国最高裁判所長官ジョン・マーシャル、1819年「マカロック対メリーランド州事件」の判決文から

合衆国憲法は、米国政府の主要な法律文書であり、国の最高法である。合衆国憲法は、200年間にわたり、政府機関の進化の指針となるとともに、政治的安定、個人の自由、経済の成長、社会の進歩の基盤を提供してきた。

合衆国憲法は、現在有効な成文憲法としては世界最古であり、世界各地の多くの憲法の模範となってきた。合衆国憲法に持続力を与えているのは、その簡潔性と柔軟性である。この憲法は当初、18世紀末に、米国大西洋岸の13の実に多様な州の住民400万人を統治するための枠組みを提供するものとして作成されたが、その基本的な規定は、極めて堅実に構想されているため、その後わずか27の修正条項を加えただけで、現在は大西洋岸から太平洋岸まで広がるさらに多様な50州の米国民2億6000万人の要求に応えている。

憲法制定までの道は、まっすぐでも、容易でもなかった。1787年に草案が現われたが、それまでには激しい議論と、6年間に及ぶ初期の国家連合の体験が必要だった。1776年、アメリカ大陸の13の英国植民地は、母国からの独立を宣言した。その前年に、これらの植民地と英国との間に独立戦争が勃発し、6年間にわたって激しい戦いが続いた。その戦いの最中に、13の植民地は、自らを「アメリカ合衆国」と呼び、この13植民地をひとつの国家とする盟約を起草した。この盟約は「連合と永続的統一の規約(連合規約)」と命名され、1777年に13州から成る議会で採択され、1778年7月、正式に署名・調印された。1781年3月にメリーランド州が13番目の州として連合規約を採択し、この規約が拘束力を持つことになった。

連合規約は、各州間の連合を緩やかなものとし、権限が非常に限られた連邦政府を樹立した。防衛、国家財政、通商といった極めて基幹的な問題に関しては、連邦政府は各州議会の意向に従わなければならなかった。これは、安定と力をもたらす制度ではなく、短期間のうちに、この連合の弱点は誰の目にも明らか

かとなった。この新国家は、政治的にも経済的にも、ほとんど混乱状態にあった。1789年に初代米国大統領に就任することになるジョージ・ワシントンは、当時、この13州は「砂で作った縄」でつながれているにすぎない、と形容した。

こうした幸先の悪い状況の中で、合衆国憲法は起草された。1787年2月、この共和国の立法機関である大陸会議は、各州に、連邦規約改正のためペンシルベニア州フィラデルフィア市に代議員を送るよう要請した。1787年5月25日、フィラデルフィアの独立記念館で憲法制定会議が開催された。独立記念館は、その11年前の1776年7月4日に、独立宣言が採択された場所である。憲法制定会議の代議員は、連合規約を修正する権限だけを与えられていたにもかかわらず、連合規約を押しつけ、全く新しい、より中央集権的な政府を実現するための憲章作成に取り組んだ。かくして新たな文書、合衆国憲法が、1787年9月17日に完成し、1789年3月4日、正式に採択された。

憲法を起草した55人の代議員の中には、この新国家の最も優秀な指導者たちがいた。すなわち「建国の父」と呼ばれる人々だった。彼らは、分野も背景も地位もさまざまであったが、憲法前文に記されている次のような主要な目標については意見が一致していた。「われわれ合衆国の国民は、より完全な連邦を形成し、正義を樹立し、国内の平穩を保障し、共同の防衛に備え、一般の福祉を増進し、われわれとわれわれの子孫に自由の恩恵を確実にもたらすために、この憲法をアメリカ合衆国のものとして制定し、確立する」

### 多様な人々の統一

合衆国憲法の主要な目的は、国民の意志に直接応える、公選による強力な政府を作ることだった。自治の概念は、米国で生まれたものではない。実際のところ、当時の英国にこそ、ある程度の自治が存在していたのである。しかし、合衆国憲法が国家を人民による統治に委ねた度合いは、世界各国の政府に比べて抜きん出ており、革命的と言えるものだった。この憲法が採択される頃までに、米国民はかなり高度な自治の技術を体得していた。独立宣言のはるか以前から、植民地はそれぞれ、人民が支配する行政単位として機能していた。そして、独立戦争が始まった後、1776年1月1日から1777年4月20日までの間に、13州のうち10州が、それぞれ独自の憲法を採択した。ほとんどの州で、州議会が州知事を選出し、州議会自体は一般投票で選ばれた。

連合規約は、これらの自治州を結束させようとするものだった。これに対して、合衆国憲法は、各州間の関係を規制する広範な権限を持ち、外交や防衛などの分野で単独の責任を持つ強力な中央政府、つまり連邦政府を樹立するものだった。

しかし、多くの国民にとって、中央集権化は受け入れ難いものだった。米国の入植者の大部分は、ヨーロッパにおける宗教的・政治的抑圧から逃れ、個人をその技能や意欲にかかわらず決まった地位に縛り付ける旧世界の硬直した経済パターンから逃れるために、母国を離れた人々だった。彼らは、個人の自由の高い価値を見出し、そうした個人の自由を制限する可能性のある権力 — 特に政府の権力 — を警戒した。

この新国家の多様性も、結束にむけての恐るべき障害となった。憲法によって、中央政府を選出し制御する権限を与えられた18世紀の人々は、多様な出自と、信念、利害を代表していた。新世界への移民の大半は英国人であったが、スウェーデン、ノルウェー、フランス、オランダ、プロシア、ポーランド、その他多くの国々も移民を送り込んだ。宗教的信念も、英国国教会派、ローマカトリック派、カルビン派、ユグノー派、ルター派、クエーカー派、ユダヤ教などさまざまで、多くの場合、強い信仰心があった。経済的、社会的には、土地所有貴族から、アフリカ人奴隷や年季奉公契約の労働者まで、各種の階層があった。しかし、国家の中核となったのは、農民、商人、機械工、船員、造船工、織工、大工、その他もろもろの中産階級だった。

当時の米国民も、現代の米国民と同様、ほぼあらゆる問題について、大きく異なる意見を持っていた。大英帝国からの独立に関しても同様であり、独立戦争中には、「トーリー」と呼ばれる英国王党派が大挙して米国を脱出し、カナダ東部に移住した。米国内に残った王党派は、かなり強力な反対組織を形成したが、その内部でも、独立に反対する理由や、新たなアメリカ共和国とどう折り合いをつけるかを巡って、意見が

分かれた。

過去2世紀の間に、米国の国民はさらに多様化しているが、国家の本質的な結束は強化されている。19世紀を通じて、また20世紀に入ってから、絶え間なく流入する移民が、その技能と文化的伝統を、この成長する国家にもたらした。開拓者たちは、米国東部のアパラチア山脈を越え、アメリカ大陸中央部のミシシッピ川流域や大草原地帯に入植し、さらにロッキー山脈を越えて、最初の入植地の大西洋岸から西に4500キロメートルも離れた太平洋岸に到達した。こうした国家の拡大とともに、この国が天然資源の宝庫であることが、誰の目にも明らかになった。それは、広大な処女林の群生、石炭・銅・鉄・石油の巨大な鉱床、豊富な水力、そして豊かな土壌などである。

この新国家の富は、独自の多様性を生み出した。地域や産業別の利害集団がいくつも発生した。東海岸の船舶所有者は、自由貿易を支持した。中西部の製造業者は、成長する米国市場での地位を守るために、輸入関税の導入を主張した。農民は、低い輸送料金と高い商品価格を求めた。製粉業者やパン職人は、低い穀物価格を、また鉄道会社は、できる限り高い輸送料金を望んだ。ニューヨークの銀行家、南部の綿生産農家、テキサスの牧場経営者、そしてオレゴンの製材業者は、それぞれ、経済や、経済を規制する政府の役割について、異なる意見を持っていた。

こうした多様な利害集団を結束させ、共通の土壌を作ると同時に、すべての国民の基本的な権利を守ることが、合衆国憲法と、それによって作られた政府の、継続的な仕事となった。

今日の政府の複雑さに比べれば、現在よりはるかに未開発の経済状況を背景に400万人の国民を統治することは、小さな問題であるように思えるかもしれない。しかし、憲法の起草者たちは、現在と同時に将来のためにも基盤を築いていたのである。彼らは、自分たちの世代だけでなく、その後何世代にもわたって機能できるような政府の構造が必要であることをはっきりと認識していた。そこで彼らは、社会的、経済的、または政治的状況によって必要となった場合に憲法を修正するための規定を、憲法に盛り込んだ。憲法の採択以来、27の修正条項が可決されてきた。そしてこうした柔軟性が、この憲法の最大の強みのひとつであることが実証されている。このような柔軟性がなければ、200年以上も前に起草された文書が、今日、2億6000万人の国民と、あらゆるレベルの何千もの政府単位の要求に効果的に応えられるとは考えられない。また、小さな町の問題にも、大都市の問題にも、同等の力と精度をもって適用できたとも考えられない。

憲法と連邦政府は、地方自治体や州の管轄権を含む政府組織のピラミッドの頂点に立っている。米国の制度では、政府の各レベルが、大幅な独立性を持ち、独自に割り当てられた権限を持っている。異なる管轄権の間の紛争は、裁判で解決される。しかし、政府の各レベルが同時に協力する必要のある、国益に関する問題も存在する。憲法は、これについても規定している。例えば、米国の公立学校は、おおむね地方自治体が、全州的な基準に基づいて管理している。だが、連邦政府も学校に援助を提供し、さらに教育の機会均等を促進するための統一基準を執行している。これは、識字能力と学力の向上が、国益に関わる重要な問題だからである。また、住宅、医療、福祉など、その他の分野においても、政府の各レベルとの間に、同様の協力関係が見られる。

人間社会の産物に完璧なものはない。合衆国憲法にもまた、修正条項が追加されたにもかかわらず、今後何らかの問題が起きたときに明らかになりそうな欠陥が残っているものと思われる。しかし、2世紀間におよぶ発展と、他に比類のない繁栄は、米国政府の基礎を築くために1787年の夏を通じて尽力した55人の人たちが先見の明を備えていたことを実証している。アーチボルド・コックス元法務次官は、次のように述べている。「最初の合衆国憲法が、米国民の生活があらゆる面で著しく変化したにもかかわらず、今も良好に機能しているのは、起草者たちが、必要かつ十分なことを口にし、余計なことを言わないという才能を持っていたからである…。憲法制定会議で概説された計画が成功し、米国が物質的にも、また理想の実現においても発展・繁栄するに伴い、合衆国憲法は、いかなる個人または集団をも凌ぐ威厳と権威を持つようになった」

憲法の起草

1781年の連合規約採択から、1787年の合衆国憲法起草までの期間は、国力の衰退と紛争と混乱の時期だった。連合規約には、行政府による法の執行や、国家の裁判制度による法の解釈に関する規定がなかった。立法議会が、国家政府の唯一の機関だったが、議会には、各州の意に反した行動を強制する権限はなかった。議会は、建て前では、戦争を宣言し、軍隊を召集することができたが、各州に対して割り当てられた人数の兵士の動員や、そのための兵器・設備の提供を強制することはできなかった。議会は、活動のための資金拠出を各州に頼っていたが、連邦予算の分担に応じない州を罰することはできなかった。課税や関税の管理は各州に任されており、各州が独自の通貨を発行することができた。州間の紛争が発生した場合、当時、州境を巡って未解決の紛争が多数あった議会は、調停役および裁判官の役割を果たしたが、州に議会の決定を受け入れるよう義務付けることはできなかった。

これは、事実上の混乱状態をもたらした。徴税の権限を持たない連邦政府は、赤字に陥った。13州中7州は、独立戦争退役軍人や各種の債権者への支払いのため、また中小農家と大農園主の間の債務を清算するために、大量の紙幣を印刷した。だが、これらの紙幣は額面こそ大きいのが、実質購買力は低かった。

これとは対照的に、マサチューセッツ州では、州議会が通貨を厳しく制限し、高い税金を課したため、独立戦争の革命軍大尉だったダニエル・シェイズが農民を組織して反乱を起こした。シェイズの反乱軍は、マサチューセッツ州議会議事堂を占領しようとし、抵当流れや不公正な抵当権の取り消しを要求した。軍隊が出動して反乱を鎮圧したが、この事件で連邦政府は教訓を得た。

また、安定した統一通貨の欠如は、州間の通商と対外貿易にも混乱をもたらした。州によって紙幣の価値が異なっていただけでなく、例えばニューヨークやバージニアなど一部の州は、他州から州内の港に入ってくる製品に関税をかけたため、報復措置を招いた。連邦政府の財務監督官は、「連邦に対する国民の信頼が失われた」と述べたが、これは各州にも当てはまる言葉だった。こうした問題をさらに複雑にしたのは、新たに独立したこれらの各州が、英国から力づくで分離したため、英国の港湾で優遇措置を受けられなくなったことである。1785年に、米国のジョン・アダムズ駐英大使が通商条約の交渉を行おうとしたが、英国は、この条約が個々の州に対する拘束力を持たないという理由で、これを拒否した。

政策を軍事力で支える権限を持たない弱い中央政府は、必然的に外交においても劣勢に立つことになる。英国は、独立戦争の終結を意味した1783年の平和条約で、新国家の北西準州にある砦や交易所から英軍を撤退させることに同意したにもかかわらず、その実行を拒否した。さらに悪いことに、北の国境地帯では英国将校たちが、また南の国境地帯ではスペイン将校たちが、インディアン各部族に兵器を供給し、米国の入植者を攻撃することを奨励した。また、フロリダとルイジアナ両州や、ミシシッピ川以西の領域をすべて支配していたスペイン人は、西部の農民が、農産物を出荷するためにニューオーリンズの港を使うことを許可しなかった。

新生国家の一部の地域では、繁栄の回復の兆しが見えたものの、国内外の問題は引き続き拡大した。この連合の中央政府には、健全な財政制度を確立し、通商を規制し、条約を施行し、必要であれば外敵に対して軍事力を行使するだけの力がないことが、ますます明らかになってきた。国内では、農民と商人の対立、債務者と債権者の間の対立、そして各州間の対立が悪化した。1786年に、農民を組織したシェイズの反乱がまだ記憶に新しい中で、ジョージ・ワシントンは、「どの州も火種を抱えており、一触即発の状態にある」と警告した。

1787年5月25日に審議を始めた憲法制定会議では、誰もがこうした最悪の事態に対する不安と、抜本的な変革の必要性とを感じていた。連合規約で設置された無能な議会に代わって、行使可能な幅広い権限を持つ効果的な中央政府を設立しなければならないことを、参加者全員が確信していた。会議の早い段階で、代議員たちは、この新しい政府は、立法、司法、行政の3部門から成り、それぞれが他の2部門の権限と均衡する独自の権限を持つ、ということで合意した。また、立法府は、英国議会のように2つの議院で構成されることでも同意を得た。

しかし、それ以外の点については意見が大きく分かれ、時には会議の継続が危ぶまれて、憲法が起草される前に議事が打ち切られかねない状況となることもあった。人口の多い州は、各州が人口に応じて議決権を持つ比例代表制を支持した。人口の少ない州は、大きい州による支配を恐れ、各州が同等の議決権

を持つ制度を主張した。その解決策として採用されたのが、議会の2議院のうちひとつでは各州に同等の議決権を与え、もう一方の議院は比例代表制とする、いわゆる「偉大なる妥協」だった。上院では、各州が2議席を持つことになり、下院では、各州の人口に基づいて議席数を定めることにした。下院の方が多数派の意見をよりよく反映すると見なされたため、連邦政府の予算や歳入に関連する法案を提出する権限は下院に与えられた。

「偉大なる妥協」によって、人口の多い州と少ない州の対立には終止符を打たれたが、この長い夏を通じて、憲法制定会議の代議員は、このほかにもさまざまな妥協案を生み出していた。一部の代議員は、国民に過度の権限を与えることを恐れ、連邦政府職員はすべて間接選挙で選出することを主張した。一方、可能な限り幅広い選挙人基盤を求める代議員もいた。西部の準州をいずれ合衆国の州とすることに反対する意見もあれば、アパラチア山脈以西の未開拓地に、国家の強力な未来を見出す意見もあった。さまざまな利害関係のバランスをとらなければならず、大統領の任期、権限、および選出方法や、連邦裁判官の役割についても、異なる意見に折り合いをつけなければならなかった。

憲法制定会議に出席した代議員に優秀な人々がそろっていたことが、妥協への道を容易にした。独立戦争の偉大な指導者のうち、会議に出席しなかったのはごく一部にすぎなかった。いずれも後に米国大統領となるトーマス・ジェファーソンとジョン・アダムズは、フランスと英国でそれぞれ大使を務めていたため、欠席した。ジョン・ジェイは、連合の外務長官として多忙だった。また、少数ではあるが、サミュエル・アダムズやパトリック・ヘンリーのように、既存の政府の構造は健全であるという信念から出席を辞退した人々もいた。最も知名度の高い出席者は、独立戦争の米軍司令官を務めた英雄ジョージ・ワシントンで、彼が会議の議長となった。老練で賢明な科学者、学者、外交官であったベンジャミン・フランクリンも出席していた。このほかにも、バージニア州のジェームズ・マディソン、ペンシルベニア州のグーバヌア・モリス、そしてニューヨーク州出身の優秀な若手弁護士アレクサンダー・ハミルトンといった卓越した人々がそろっていた。

まだ20代、30代の若い代議員たちでさえも、すでに政治的、知的な才能を発揮していた。トーマス・ジェファーソンがパリから、ロンドンにいるジョン・アダムズに宛てた書簡で述べたように、「まさに神格化された英雄たち」だった。

合衆国憲法で成典化されている理念の一部は新しいものだったが、多くは、英国政府の伝統と、13州の自治の実験的な体験に基づくものだった。独立宣言が重要な指針となり、憲法制定会議の代議員たちの心を、自治と基本的人権の保護という理念に集中させた。モンテスキューやジョン・ロックなど、ヨーロッパの政治哲学者の著書も大きな影響を与えた。

7月末に、憲法制定会議は、それまでに達成された合意に基づいて憲法を起草するための、委員会を指名した。さらに1カ月間の討議と微調整が行われた後、グーバヌア・モリスの率いる別の委員会が最終草稿を完成し、9月17日に署名のために提出した。代議員全員がこの草稿に満足したわけではなかった。調印式を待たずに去った代議員もいた。残った代議員のうち、バージニア州のエドムンド・ランドルフ、ジョージ・メーソン、マサチューセッツ州のエルブリッジ・ゲリーの3人は、署名を拒否した。39人が署名をしたが、完全に満足していた者はおそらくひとりもいなかった。彼らの意見は、ベンジャミン・フランクリンの次の言葉に代弁されていた。彼は「この憲法には、私が現在賛成できない部分があるが、今後も絶対に賛成できないかどうかは確信できない」と述べた上で、「これより良いものは期待できず、またこれが最良ではないとも確信できない」ため、この憲法を承認する、と声明したのである。

## 憲法採択—新たな出発点

次の難関は、憲法の採択における困難さだった。少なくとも9州が憲法を採択しなければならなかった。まずデラウェア州が採択し、すぐにニュージャージー州とジョージア州が続いた。ペンシルベニア州とコネティカット州では、かなりの差をつけてと多数で採択されたが、マサチューセッツ州では激しい論争が起きた。最終的にマサチューセッツ州は、特定の基本的権利を保障する10項目の修正条項を追加する、という条件付きで憲法を採択した。ここには、宗教・言論・報道・集会の自由、陪審による審理を受ける権利、不当な捜索や逮捕の禁止、などの権利が含まれる。他にも多くの州が同様の条件を追加した。そしてこの10

項目の修正条項は1791年に憲法に追加されて、現在では「権利の章典」と呼ばれている。

1788年6月末までに、メリーランド、サザンカロライナ、サザンカロライナの条件が満たされた。こうして、法的には憲法が発効したが、ニューヨークとバージニアという2つの強力かつ中核的な州と、ノースカロライナとロードアイランドという2つの小州がまだ決断を下していなかった。ニューヨークとバージニア両州の同意がなければ、この憲法の足場が不安定になることは明らかだった。

バージニア州では意見が激しく対立したノースカロライナ、ニューハンプシャーの各州も憲法を承認し、これによって9州の承認を得るといふ採が、採択を支持するジョージ・ワシントンの影響力により、1788年6月26日、州議会は小差で可決し採択した。ニューヨーク州では、アレクサンダー・ハミルトン、ジェームズ・マディソン、ジョン・ジェイが協力し、憲法を支持する一連の優れた論文集『フェデラリスト・ペーパーズ』（通称『ザ・フェデラリスト』）を公表し、7月26日に、憲法は小差で可決・採択された。さらに11月には、ノースカロライナ州が憲法を採択した。ロードアイランド州は最後まで抵抗したが、大きく強力な共和国に取り囲まれた小さな弱い州としての立場を守れなくなり、1790年、ついに憲法を採択した。

バージニアとニューヨークの両州が憲法を採択して間もなく、政府を組織する作業が始まった。1788年9月13日、議会は、ニューヨーク市を新政府の所在地に指定した。（首都は、1790年にフィラデルフィア市へ、さらに1800年にはワシントンDCへ移された）また、1789年1月の第1水曜日を、大統領選の選挙人を選出する日とし、2月の第1水曜日を、選挙人が集まって大統領を選出する日、そして3月の第1水曜日を、新しい議会の開会日とした。

憲法の下で、各州の議会には、大統領選挙人および上院・下院議員の選出方法を決定する権限が与えられた。住民による直接選挙を採用した州、州議会による選挙を採用した州、そして少数ではあるがその両方を併せた制度を採用した州もあった。州間のライバル意識は激しく、従って新憲法の下での第1回選挙の実施が遅れることは必至であった。例えば、ニュージャージー州は直接選挙を採用したが、投票終了の時間を決めなかったため、3週間にわたって投票が行われた。

憲法の完全発効は1789年3月4日に予定されていたが、当日、ニューヨーク市に到着していたのは、代議員59人のうちわずか13人、そして上院議員22人のうちわずか8人であった。（ノースカロライナ州とロードアイランド州の議席は、この両州が憲法を採択するまで、空席となっていた）4月1日に、ようやく下院が定数に達し、上院も4月6日に定数に達した。両院は合同会議を開き、選挙人投票の開票を行った。

誰もが予想した通り、ジョージ・ワシントンが満場一致で初代大統領に選出された。副大統領には、マサチューセッツ州のジョン・アダムズが選ばれた。アダムズは4月21日に、またワシントンは4月23日にニューヨーク市に到着した。2人は、1789年4月30日に宣誓就任した。こうして新政府の樹立作業は完了したが、世界初の共和国を維持する仕事は始まったばかりだった。

## 最高法としての憲法

合衆国憲法は、自らを「国の最高法」と呼んでいる。裁判所の解釈によれば、この条項は、州憲法や州議会が可決した法律、または連邦議会が可決した法律が、合衆国憲法と矛盾する場合には、これらの法律は効力を持たないことを意味する。過去2世紀の間に連邦最高裁判所が下してきた判決は、こうした憲法の優位性の原則を確認し、強化してきた。

最終的な権限は米国民に属する。国民が望めば、憲法を修正することによって、また少なくとも理論上は、新憲法を起草することによって、基本法を変えることができる。しかしながら、国民がその権限を直接行使するわけではない。国民は、公選あるいは任命された公務員に、政府の日常業務を託す。

公務員の権限は、憲法により制限されている。彼らの公の行為は、憲法および憲法に基づいて作られた法律に従うものでなければならない。公選の公務員は、定期的に再選されなければならない。その際には、国民によって実績を厳しく評価される。任命される公務員は、任命者の意志に従って職務を務め、いつでも解雇される可能性がある。例外は、連邦最高裁判所およびその他の連邦裁判所の判事たちで、その任

期は無期限である。それは、判事が政治的な拘束や影響を受けないようにするためである。

通常、米国民はその意志を、投票によって表明する。ただし、公務員が著しい不正行為あるいは違法行為を犯した場合には、弾劾によって公務員を解任できることが、憲法に定められている。憲法第2条第4節には、「大統領、副大統領および合衆国のすべての文官は、反逆罪、贈収賄罪またはその他の重罪および軽罪につき弾劾され、かつ有罪の判決を受けた場合は、その職を免ぜられる」と述べられている。

弾劾とは、立法機関が、公務員を不正行為で告発することである。一般的には、そうした罪で有罪の判決を下すことだと考えられているが、そうではない。憲法に述べられているように、下院が不正行為の告発を行うためには、弾劾法案を可決しなければならない。告発された者は、上院で弾劾裁判を受け、その裁判長は連邦最高裁判所長官が務める。

弾劾は、極端な措置と見なされており、米国ではまれにしか行われていない。1797年以来、下院は、16人の連邦政府職員に対して弾劾を可決している。その内訳は、大統領2人、閣僚1人、上院議員1人、連邦最高裁判所判事1人、および連邦裁判所判事11人である。そのうち上院が有罪判決を下したのは7人で、いずれも判事である。

1868年に、アンドリュー・ジョンソン大統領が、南北戦争で敗北した南部連合諸州への戦後の適切な処理を巡って弾劾された。しかし上院は、有罪判決に必要な3分の2の多数に1票差で達することができず、ジョンソン大統領は弾劾を免れ任期を全うした。1974年には、ウォーターゲート事件の結果、下院司法委員会がリチャード・ニクソン大統領の弾劾を可決したが、下院本会議で弾劾法案の票決が行われる前に、ニクソン大統領は辞任した。

つい最近の1998年には、ビル・クリントン大統領に対し、偽証と司法妨害の疑いで弾劾の手続きがとられた。上院による弾劾裁判では、偽証については55対45で無罪、司法妨害については50対50の同数となり、クリントン大統領に対する判決は無罪となった。大統領を罷免するには、いずれの告発についても、(3分の2の)67票で有罪となる必要があった。

## 政府の諸原則

合衆国憲法は、最初に採択されて以来、さまざまな修正を施されているが、以下のような基本的原則は、1789年当時と変わらない。

— 政府の主な3部門である行政府、立法府、司法府は、それぞれに分離し、独立している。ひとつの部門に与えられる権限は、他の2部門の権限と、微妙な均衡を保っている。各部門が、他の部門による行き過ぎの可能性を抑制している。

— 憲法は、その規定に基づいて可決された法律、および大統領が締結し上院が承認した条約とともに、それ以外の法律、行政法、および規則に優先する。

— 人はだれも法の前には平等であり、法の保護を受ける平等の権利を持つ。どの州も平等であり、連邦政府から特別な扱いを受ける州があってはならない。憲法の枠内で、各州は、他の州の法律を認め、尊重しなければならない。州政府は、連邦政府と同様、民主的な形態でなければならず、最終的な権限はその州民にある。

— 国民は、憲法によって規定される法的手段によって中央政府の形態を変える権利を持つ。

## 憲法修正の規定

合衆国憲法の起草者たちは、この憲法が持続し、国家の成長と歩調を合わせていくためには、時に応じて変化が必要となることを鋭敏に認識していた。また、修正が、誤った発想で拙速のうちに可決されることを防ぐために、改正の過程が容易であってはならないことも認識していた。同様に、彼らは、国民の大多数が望む行為を、少数派が妨害できないようにすることも望んだ。その結果、憲法改正には二重の手順を

踏まなければならないような工夫がこらされた。

連邦議会は、各議院の3分の2の票により、修正を提案することができる。あるいは、3分の2の州の州議会が、修正を検討し起草するための全国会議を招集するよう、連邦議会に要請することができる。いずれの場合も、修正条項が効力を持つためには、4分の3の州による承認が必要である。

憲法修正という直接的な手続きのほかにも、憲法の規定の効果を、司法解釈によって変えることが可能である。共和国としての歴史の初期に、1803年の「マーベリー対マディソン事件」の判決で、最高裁は、違憲立法審査権の原則を確立した。これは裁判所が、議会制定の法律を解釈し、その合憲性を判断する権限である。また、この原則には、法的、政治的、経済的、社会的状況の変化に応じて、裁判所が憲法の各節の意味を解釈する権限が盛り込まれている。ラジオやテレビに対する政府の規制から、刑事事件の容疑者の人権に至るまでの、さまざまな問題に関する一連の裁判所の判決によって、長年にわたり憲法自体を大きく変えることなく、その趣旨を時代に合わせたものにするのが可能となったのである。

基本法の規定を実施したり、状況の変化に基本法を合わせたりするために可決される連邦議会の法律もまた、憲法の意味を拡大し、巧妙に変化させる。連邦政府機関の規則や規定も、ある程度、同様の効果を持つ。いずれにしても、そうした法律や規則が憲法の意図に従っているかどうかを判断するのは、裁判所である。

## 権利の章典

合衆国憲法は、1789年以来、27回にわたって修正されており、今後もさらに修正される可能性が高い。最も抜本的な修正が行われたのは、憲法採択から2年の間だった。その2年間に、最初の10項目の修正条項が追加された。これらは、「権利の章典」と呼ばれている。連邦議会が1789年9月にこれらの修正を一括して承認し、1791年末までに、11州が採択した。

当初、憲法に対する抵抗の多くは、国家の連合の強化に反対する人々からではなく、個人の権利を具体的に記述するべきだと考える政治家からのものだった。その1人であるジョージ・メソンは、権利の章典の前身となったバージニア権利宣言を起草した。憲法制定会議の代議員として、メソンは、起草された憲法が個人の権利を十分に保護していないという理由で、署名を拒否した。メソンの反対によって、バージニア州による採択が阻止されかけたほどである。マサチューセッツ州でも同様の反対意見が強く、同州の採択には、具体的な個人の権利の保証を追加するという条件が付けられた。第1回連邦議会が招集される頃には、そのような修正条項の採用が、ほぼ満場一致で支持され、議会は直ちに修正条項を起草した。

これらの修正条項は、2世紀後の今日も、当時起草されたままの形で残っている。修正第1条は、信教、言論、および出版の自由、平穩に集会する権利、そして苦痛の救済を求めため政府に請願する権利を保障している。修正第2条は、人民が武器を保有し、携帯する権利を保障している。修正第3条では、所有者の承諾なしには、何人の住居にも兵士を宿営させてはならない、と規定されている。修正第4条は、不当な搜索、逮捕、および所有物の押収からの保護を規定している。

その次の4つの修正条項は、司法制度に関するものである。修正第5条は、大陪審の告発または起訴による場合以外は、重大犯罪の審理を禁止している。また、同一の犯罪について審理を繰り返すこと、正当な法の手続きによらずに懲罰を科すこと、そして被疑者に自己に不利な供述を強制することを禁止している。修正第6条は、刑事犯罪について、迅速な公開裁判を保障している。また、公平な陪審による審理を義務付け、被疑者が弁護人の援助を受ける権利を保障し、証人は出廷して被疑者の前で証言することを強制されることを規定している。修正第7条は、民事訴訟において係争の価額が二十ドルを超える場合は、陪審による審理を行うことを保障している。修正第8条は、過大な額の保釈金または罰金、そして残酷で異常な刑罰を、禁止している。

権利の章典の10項目の修正条項のうち最後の2つは、憲法の権威に関する非常に広範にわたる内容を持つ。修正第9条は、憲法中に個人の権利が列挙されているからといって、それがすべてではないこと、

すなわち国民は、この憲法に具体的に述べられていない他の権利も持っていることも明言している。修正第10条は、この憲法によって連邦政府に委任されておらず、また州に対して禁止されてもいない権限は、それぞれの州または国民に留保されていることが規定されている。

## 個人の自由保護に主眼

連邦政府を組織した合衆国憲法の真髄は、その後2世紀にわたって、米国に多大な安定性をもたらした。そして、権利の章典およびその後の各修正条項は、基本的人権を米国の司法制度の中心に据えてきた。

国家が危機的な状況にあるときには、どこの政府でも、国家安全保障の確保のために、そうした基本的人権を一時停止しようという誘惑に駆られるものだが、米国では、そうした措置は常にやむを得ず取られるものであり、また極めて周到な防護対策の下で取られてきた。例えば、戦時には、軍当局が米国と外国との間の郵便、特に戦線から米国の家族に出された郵便を検閲した。しかし、戦時中でさえも、憲法で保障されている公正な裁判を受ける権利が廃止されることはなかった。スパイ活動、妨害工作やその他の危険行為を行った敵国人を含め、犯罪の被疑者には、自らを弁護する権利が与えられ、米国の制度の下で、有罪が証明されるまでは無実と見なされる。

権利の章典に続く各修正条項の内容はさまざまである。その中で最も広い影響力を持つ条項のひとつは、1868年に採択された修正第14条である。この修正条項は、市民権について明快かつ簡潔な定義を確立し、法の下での公平な扱いを保障している。修正第14条は、実質的に各州が権利の章典による保護を順守することを義務付けるものである。その他の修正条項には、連邦政府の司法権限を制限するもの、大統領選出の方法を変えるもの、奴隷制を禁止するもの、人種、肌の色、性別、または過去における労役の状態を理由として投票権を拒否することを禁止するもの、個人所得に対する連邦議会の課税権を拡大するもの、そして一般投票による上院議員の選出を規定したもの、などがある。

最も新しい修正条項には、大統領の在職を2期までとする修正第22条、コロンビア特別区の住民に投票権を与えることを規定した第23条、人頭税を支払わない市民にも投票権を与えることを規定した第24条、副大統領職が任期途中で欠員となった場合の補充を規定した第25条、投票年齢を18歳に引き下げた第26条、そして、連邦上下両院議員の報酬に関する第27条がある。

27の修正条項の大半は、市民的ないしは政治的な個人の自由を拡大するための継続的な努力の成果であり、その一方で1787年にフィラデルフィアで起草された基本的な政府の構造の拡大に関する条項が少ないことは、特筆に値する。

## 連邦制度

合衆国憲法の起草者の念頭には、いくつかの明確な目標があった。彼らはそれを、6つの要点を記した、52語から成る憲法前文に、驚くほど明確に盛り込んでいる。

「より完全な連邦」を築くことが、1787年にこの13州が直面していた明確な課題であった。連合規約の下で当時存在していた連邦に比べれば、ほぼどのような連邦でも、より完全に近いことは、実に明確だった。しかし、既存の連邦に代わる新たな機構を考案するためには、重要な選択をしなければならなかった。

### 「より完全な連邦を形成し・・・」

どの州も、11年前に英国から分離して以来行使してきた主権を維持することを望んだ。各州の権利と中央政府が必要とすることとの間で均衡を保つことは容易なことではなかった。憲法の起草者たちは、州民の日常生活を規制するために必要なすべての権限を各州に維持させることによって、それを達成した。ただし、こうした権限が国家全体の必要や福利と対立しないことが前提だった。このような権限の分離は「連邦主義」と呼ばれ、今日に至るまで本質的には変わっていない。教育、公衆衛生、事業組織、労働条件、結婚と離婚、地方税、通常の警察権など、地域的な業務における各州の権限は、極めて広く、十分に認識され、受け入れられている。このため隣接する2州の間で、同じ問題に関する法律が大きく異なることも珍

しくない。

こうした憲法の取り決めは創意に富んだものであったが、その後も州の権利を巡る論争は高まり、ついには4分の3世紀後の1861年に、北部諸州と南部諸州の間で4年間にわたる戦争が勃発した。この南北戦争は、「内戦(Civil War)」あるいは「州間の戦争(War Between the States)」と呼ばれ、その根本的な原因は、新たに連邦に加わった各州で、連邦政府が奴隷制を規制する権利を持つかどうかを巡る論争だった。北部諸州は、連邦政府にはそうした権利があると主張した。これに対して南部諸州は、奴隷制の問題は各州が独自に決定すべきことだと主張した。南部諸州の一部が連邦脱退を試みたのを契機に戦争が起きた。そして共和国の維持という理念のために戦いが行われた。南部諸州が敗北して再び連邦に統合され、連邦政府の優位が再確認されるとともに、奴隷制が廃止された。

#### 「…正義を樹立し」

米国の民主主義の本質は、独立宣言の「すべての人は生まれながらにして平等であり」という有名な一節と、それに続く「すべての人は侵されざるべき権利を創造主から与えられている。その権利には、生命、自由、そして幸福の追求が含まれている」という記述の中に含まれている。

合衆国憲法は、人を富や地位で区別しない。すべての人は法の前に平等であり、法に違反した場合は、誰もが平等に裁きと懲罰を受ける。財産、法的な契約、および商業上の取り決めを巡る民事紛争に関しても同様である。法廷が万人に開放されていることは、権利の章典に盛り込まれた極めて重要な保障のひとつである。

#### 「…国内の平穏を保障し」

米国が激動の状況の中で誕生したこと、そして米国の西部辺境が未開拓の状態だったことは、米国民に、この新国家が発展し繁栄するためには国内の安定が必要であることを確信させた。合衆国憲法によって作られた連邦政府には、各州を外敵の侵入および国内の争乱や暴力から守るだけの力がなければならなかった。1815年以降、米国本土で外国による侵略を受けたところは、どこにもない。各州政府は、概して州内の秩序を維持するに足る力を備えてきた。しかし、その背後には、平和を維持するために必要な措置を取る権限を憲法によって与えられた、連邦政府の強大な力が存在している。

#### 「…共同の防衛に備え」

独立を確保した後も、この新国家は18世紀末に、さまざまな方面からの極めて具体的な危険に直面しなければならなかった。西部の辺境では移住者たちが、敵対的なインディアン部族の脅威に、常に直面していた。北方のカナダは引き続き英国領であり、カナダの東部諸州には、独立戦争中も英国王室に忠誠を誓った米国のトーリー党員が大勢おり、復讐心を燃やしていた。大陸中西部では、フランスが広大なルイジアナ準州を領土としていた。南部では、スペインがフロリダ、テキサス、メキシコを所有していた。カリブ海には、このヨーロッパ3大国が米国沿岸を攻撃できる距離に、それぞれ植民地を持っていた。さらに、ヨーロッパ各国は一連の戦争に巻き込まれ、それが新世界にも波及してきていた。

当初、「共同の防衛」を提供するという憲法の目的は、主として、アパラチア山脈を越えたすぐ先の領土を開拓し、そこに住むアメリカ先住民の各部族との和平を交渉することであった。しかし、ほどなくして起きた1812年の米英戦争、フロリダにおけるスペインとの衝突、そして1846年の米墨戦争によって、軍事力の重要性が浮き彫りにされた。

米国の経済的、政治的な力が増すとともに、その防衛力も強大になった。憲法は、防衛の責任を、立法府と行政府に分担させている。すなわち、連邦議会だけが、宣戦を布告し、防衛のための資金を充当する権限を持つ一方、大統領が軍隊の最高司令官であり、国家防衛の主な責任を負担する。

#### 「…一般の福祉を増進し」

独立戦争が終わった当時、米国は経済的に困難な状況にあった。国家の資金は枯渇し、信用は不安定

で、紙幣は事実上無価値となっていた。商工業はほぼ停止状態となり、各州および連合政府は多額の負債を抱えていた。国民が直ちに飢餓状態に陥る危険はなかったが、経済発展の見通しは極めて暗かった。

新たな連邦政府がまず直面した責務のひとつが、堅実な基盤の上に経済を建て直すことだった。憲法第1条は、「連邦議会は次の権限を有する。…国債を支払い、…一般の福祉に備えるために、租税…を賦課徴収すること」と規定している。

この徴税権によって、政府は戦債を支払い、通貨を安定させることができた。国家の財政を管理する財務長官と外国との関係を担当する国務長官が任命された。また、国家の軍事安全保障を担当する陸軍省長官と、連邦政府の最高司法官である司法長官も任命された。後に、米国の領土が拡張し、その経済が複雑化するに伴い、国民の福祉を維持するために必要な行政機関がさらに追加された。

「…われわれとわれわれの子孫に自由の恩恵を確実にもたらす」

個人の自由の重視が、この新しい共和国の顕著な特色のひとつであった。米国民は、多くが政治的あるいは宗教的抑圧を逃れてきた人々であったため、新世界で自由を保持することに対する固い決意を持っていた。合衆国憲法の起草者たちは、連邦政府に権限を与えるに当たり、国家および州の政府の権限を制限することによって、すべての人民の権利を守ることに注意を払った。その結果、米国民には、各地を移動する自由、職業・宗教・政治的信条について独自の決断を下す自由、そして、そうした権利が侵害されたと考えたときには裁判所に正義と保護を求める自由が付与されている。

## ジョージ・ワシントンと憲法制定会議

憲法制定会議の定足数を満たす代議員がフィラデルフィアに集まったところで、ジョージ・ワシントンが満場一致で議長に選出された。ワシントンは、自分にはそんな資格はありませんと言いつつ、ためらいながらも議長を引き受けた。彼は、開会の挨拶で、代議員の誇りと理想主義に訴え、「賢明で正直な者が結集できる旗(憲法)を掲げようではないか」と呼びかけた。

議長としてのワシントンは、確固たる信念を持ち、礼儀正しかったが、自分の感情を表さず、会議の最終日まで、議論に参加することはなかった。彼は、肉体的にも精神的にも極めて強い印象を与える存在であり、ある代議員はワシントンについて、「いっしょにいと畏怖を感じさせる唯一の人物だった」と述べた。

ワシントンが強力な連邦を支持した理由は、アメリカ独立戦争で大陸軍の総司令官を務めた経験に基づくものだった。彼は、ニュージャージー軍の兵士たちに、米国への忠誠を誓わせようとしたときのことを回想していた。兵士たちは、「ニュージャージーがわれわれの国である」と主張して、米国に忠誠を誓うことを拒否した。憲法制定会議の休会中に、ワシントンは、近くにある独立戦争当時の戦場だったペンシルベニア州バレーフォージを訪れた。そこは各州が全体の大義のために貢献することを躊躇したために、彼とその軍隊が野営し、厳しい冬を越さなければならなかった場所だった。

憲法制定会議が終了し、採択の過程が始まると、ワシントンは沈黙を破って精力的に憲法を支持し、自分の出身州であるバージニア州で、多くの憲法反対派に、意見を変えるよう働きかけた。彼は、権利の章典(後に最初の10項目の修正条項となる)を有権者の眼前に提示した批判派の手段の効果を認めざるを得なかった。同時に、彼は、『フェデラリスト・ペーパーズ』で憲法を支持したジェームズ・マディソンとアレクサンダー・ハミルトンに敬意を表わし、2人は「政治学に新たな光を投げかけた。2人は人権について十分かつ公正な議論を行い、後々まで残る強い印象を与えずにはおかないような、極めて明確かつ効果的な方法で、人権の説明をした」と記した。

## 奴隷制を巡る議論

合衆国憲法には「奴隷制」という言葉は見当たらないが、憲法は間接的に奴隷制を認めていた。憲法制定会議に出席した代議員たちは、各州から連邦議会下院に選出される議員の人数を決める基準として、奴隷人口の5分の3を考慮に入れることを規定した。その上で憲法は、州境を越えて逃亡した奴隷(「服役

または労働に従う義務のある者」)を所有者に返すことを義務付けた。そして、1808年以降は、連邦議会は奴隷貿易(「現存の諸州のいずれかが、入国を適当と認める人々の移住および輸入」)を廃止することを禁止されない、と定めた。

憲法制定会議では、こうした各規定が激しい論議の対象となり、それぞれが最終的には妥協の精神の下で承認された。アレクサンダー・ハミルトンをはじめとする北部の反奴隷制派の人々でさえも、奴隷制は各州間の対立を決定的にし、より緊急の目標である強力な連邦政府の達成を危うくするものであるとして、奴隷制の問題を追及することに反対した。また、奴隷制を嫌悪しながらも、連邦が承認されれば奴隷制は消滅すると考えたジョージ・ワシントンやジェームズ・マディソンといった南部の有力者も、妥協を促した。

しかしながら、会議では、奴隷制を巡る道徳的な問題が激しく議論される場面もいくつかあった。ペンシルベニア州のゲーバヌア・モリスは、奴隷制は「邪悪な制度である。奴隷州に対して天罰あれ」と非難した。彼は、奴隷制のない地域の繁栄と人間の尊厳に対比させて、奴隷州の「悲惨と貧困」を強調した。

皮肉なことに、憲法制定会議で最も雄弁に奴隷制を攻撃したのは、奴隷州であるバージニア州のジョージ・メーソンであった。ジェファーソンが「この世代で最も賢い人物」と評したメーソンは、奴隷制は「礼節に対して最も悪質な影響を及ぼす。奴隷所有者は皆、生まれながらにして安っぽい暴君である…。奴隷制は、芸術や工業の発展を妨げる。貧しい者は、奴隷が労働する姿を見て、労働を忌み嫌うようになる…。政府が奴隷制の拡大を防止する力を持つことが…。不可欠であると私は考える」と述べた。

その後、奴隷制廃止論者は同様の主張をし、同様の道徳的な憤りを表明するようになるが、少なくとも当面は、奴隷制の問題は、表現上も、また道徳上の議論としても、回避されたのである。米国が奴隷制を廃止し、完全な人種平等への困難な道を国家として歩み始めるには、悲劇的な南北戦争(1860~65年)の勃発を待たなければならなかった。

[Home](#) | [U.S. Citizen Services](#) | [Visas](#) | [Policy Issues](#) | [State Department](#) |  
[Contact Us](#)  
[Privacy](#) | [Webmaster](#)

EMBASSY OF THE UNITED STATES



EMBASSY OF THE UNITED STATES IN JAPAN

## About the USA

U.S. DEPARTMENT of STATE



- [ホーム](#)
- [今月の話題](#)
- [参考資料日本語訳](#)
- [FAQs](#)
- [クイック・レファレンス](#)
- [大使館 / レファレンス資料室](#)
  - [大使館](#)
  - [レファレンス資料室](#)
- [このサイトに関して](#)
- [サイトマップ](#)

- [English](#)

- ▶ [米国のプロフィール](#)
- ▶ [アメリカ合衆国のポートレート](#)
- ▶ [数字で見る米国](#)
- ▶ [米国50州](#)
- ▶ [歴史](#)
- ▶ [歴史と民主主義の基本文書](#)
- ▶ [歴史の中の今日](#)
- ▶ [国歌・国旗・国璽・祝祭日](#)
- ▶ [日米関係](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [安全保障関係](#)
- ▶ [経済関係](#)
- ▶ [文化交流関係](#)
- ▶ [日米関係機関](#)
- ▶ [年表](#)
- ▶ [大使のスピーチ・寄稿](#)
- ▶ [大使と首席公使のリスト](#)
- ▶ [米国政府・政治](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [政府判事の経歴](#)
- ▶ [政党](#)
- ▶ [選挙](#)
- ▶ [行政府](#)
- ▶ [立法府](#)
- ▶ [司法府](#)
- ▶ [州・地方自治体](#)

- ▶ [シンク・タンク](#)
- ▶ [大統領の外国訪問記録](#)
- ▶ [法律と条約](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [立法過程](#)
- ▶ [主要な法律](#)
- ▶ [州法](#)
- ▶ [主要な国際法・協定](#)
- ▶ [米国社会](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [多様性と移民](#)
- ▶ [公民権](#)
- ▶ [家庭生活](#)
- ▶ [宗教](#)
- ▶ [社会福祉](#)
- ▶ [犯罪・司法](#)
- ▶ [スポーツ](#)
- ▶ [ビジネス・貿易](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [農業](#)
- ▶ [国勢](#)
- ▶ [ビジネス](#)
- ▶ [Eコマース](#)
- ▶ [経済援助](#)
- ▶ [経済政策](#)
- ▶ [労働問題](#)
- ▶ [貨幣と銀行](#)
- ▶ [経済統計](#)
- ▶ [貿易・投資](#)
- ▶ [教育](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [米国留学](#)
- ▶ [大学進学のための情報](#)
- ▶ [教育制度](#)
- ▶ [教育政策と現状](#)
- ▶ [メディア](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [報道の自由](#)
- ▶ [報道倫理](#)
- ▶ [ジャーナリスト](#)
- ▶ [新聞](#)
- ▶ [雑誌](#)
- ▶ [ラジオ](#)
- ▶ [テレビ](#)
- ▶ [米政府関係のニュース](#)
- ▶ [芸術と文化](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [音楽](#)
- ▶ [映画](#)
- ▶ [演劇](#)
- ▶ [ダンス](#)

- ▶ [フォークアート](#)
- ▶ [文化史](#)
- ▶ [文学](#)
- ▶ [建築](#)
- ▶ [視覚芸術](#)
- ▶ [環境・科学・技術](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [環境](#)
- ▶ [エネルギー問題](#)
- ▶ [情報技術](#)
- ▶ [医学と健康](#)
- ▶ [核科学](#)
- ▶ [宇宙研究](#)
- ▶ [旅行・米国地理](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [観光とイベント](#)
- ▶ [旅行便利情報](#)
- ▶ [旅行雑誌](#)
- ▶ [ホテル・旅行社](#)

米国政府の概要 - 第2章

憲法の説明 — フェデラリスト・ペーパーズ

[Go to English](#)

「政府自体が人間性の最も偉大な反映でなくて、何であろうか。」

— ジェームズ・マディソン、『フェデラリスト・ペーパーズ』1787-88年

米国建国の父の1人であり、後にこの新国家の第3代大統領となるトーマス・ジェファソンにとって、『フェデラリスト・ペーパーズ』は、「これまでに書かれたもののうち...政府の原則に関する最も優れた論評」だった。19世紀の英国の哲学者ジョン・ステュアート・ミルにとっては、『ザ・フェデラリスト』と普通は縮めて呼ばれる、この85の短い評論を集めた論文集は、「連邦政府に関して現存する、最も示唆に富む論文集」だった。フランスの明敏な政治評論家アレクシス・ド・トクビルは、1835年に、この書物について、「あらゆる国の政治家が親しむべき優れた書物」と書いた。

現代の歴史家、法律家、および政治学者は、『ザ・フェデラリスト』は、政治哲学と実践的政治に関して米国で書かれた著作の中でも、最も重要な作品であるという点で、おおむね意見が一致している。この書物は、プラトンの『共和国』や、アリストテレスの『政治学』、トーマス・ホブズの『リバイアサン』などと比較されてきた。そして、中南米やアジア、アフリカの新国家の多くの指導者が、自分たちの憲法を作成する際に、この書物を参考にしたのである。

1787年9月17日にフィラデルフィアで米国憲法草案に署名をした代議員たちは、この憲法が13州中9州の批准会議で承認されて初めて発効することを規定した。また、規定はされていなかったが、規模・人口ともに大きいニューヨークとバージニアという2つの有力州のいずれかが批准を否決すれば、この構想全体が崩壊する可能性があった。ニューヨーク、バージニア両州の代議員団はいずれも、憲法を巡って意見が大きく分かれていた。そして、ジョージ・クリントン・ニューヨーク州知事は、すでに新憲法に反対する立場を明らかにしていた。

『ザ・フェデラリスト』のように高く評価され、影響力を持つ著作は、学問と政治における長く豊富な体験の賜物ではないか、と誰もが考えそうだが、実は、その主要な著者は2人の青年だった。『ザ・フェデラリスト』は、ニューヨーク州のアレクサンダー・ハミルトン(32歳)とバージニア州のジェームズ・マディソン(36歳)が、時には1週間に評論4本という早いペースで仕上げた著作であった。後に初代最高裁長官となった年

長の学者ジョン・ジェイが、論文のうち5つを寄稿した。

独立戦争でワシントンの補佐官を務めたハミルトンがそもそも、マディソンとジェイに、この極めて重要な作業に加わるよう依頼したのだった。彼らの目的は、起草されたばかりの新憲法を批准するよう、ニューヨーク州の批准協議会を説得することだった。彼らはそれぞれ、「パブリウス」という共通の偽名を使って、ニューヨークの新聞に、憲法を解説し擁護する一連の手紙を送った。

この計画を主導し、一連の論題を決め、51通の手紙で、そうした論題のほとんどを精力的に取り上げたのは、ハミルトンだった。しかし、マディソンの記した29通の手紙が、その率直さとバランスのよさ、説得力によって最も強い印象を残すものとなった。1787年10月から1788年5月までの間に書かれた『ザ・フェデラリスト』が、ニューヨーク州による渋々ながらの憲法批准に決定的な影響を与えたかどうかは不明である。しかし、この論文集が、合衆国憲法に関する最も権威ある論評となったこと、そして現在もそうであることには、疑いの余地はない。

## 新種の連邦主義

『ザ・フェデラリスト』による最初の一步、そして最も明確な手法は、連邦主義を新たに定義することだった。抑圧的な君主制に対する革命に勝利したばかりの米国入植者たちには、歯止めのない中央集権的な政権を再び導入するつもりは全くなかった。しかし一方、彼らは、連合規約の下で各州間の妬みや競争による不安定と混乱を体験していたため、より強力な連邦政府を受け入れる下地ができていた。『ザ・フェデラリスト』の論文の多くは、それまで他では達成されたことのない新しいタイプの均衡が可能である、とするものだった。事実、『ザ・フェデラリスト』自体が、港湾都市ニューヨークの商業的利益を反映したハミルトンの国家主義的傾向と、バージニア州の農民に広く見られた遠くにある権威に対する疑念に共感するマディソンの警戒心とを、均衡させたものだった。

マディソンは、連合規約の下で各州が持っていた絶対的な主権の代わりに、国家の関心を必要としないすべての分野に関して、各州が「残存主権」を持つべきだと提案した。彼は、憲法批准の手続き自体が、国家主義ではなく連邦主義の概念を象徴するものである、と論じた。マディソンは、次のように述べた。「ひとつの国家全体を構成する個人としての国民ではなく、各個人の所属する個々の州を構成する個人としての国民が同意し、批准しなければならない…。従って、憲法を確立する行為は、国家ではなく連邦の行為である。」

ハミルトンは、自らが名づけた連邦政府と州政府の権限の「並行性」という概念を提案した。しかし彼は、この関係を、惑星が太陽の周囲を回りながらも個々の地位を維持する状態にたとえており、これは中央政府の権限をより強調したものとなっている。ハミルトンとジェイ(いずれもニューヨーク州出身)は、古代ギリシャや同時代のヨーロッパで、危機の時代に例外なしに崩壊した同盟の例をいくつも挙げた。『ザ・フェデラリスト』の著者たちにとって、意見の相違はあったものの、教訓は明らかだった。それは、尊敬される優れた国家の存続には、限定的ながらも、重要な権限を中央政府に移譲することが必要だ、ということである。彼らは、個々の州の主体性や自律性を損なうことなく、これを実現することができる、と信じていた。

## 抑制と均衡

『ザ・フェデラリスト』は、政府の権力を制限し、その濫用を防ぐ手段として抑制と均衡という概念を初めて具体的に取り上げた、政治的な文書でもあった。この言葉は、主として、ハミルトンとマディソンの二人が政府の最も重要な部門と見なしていた二院制議会に関して用いた。当初の概念では、大衆に選ばれ、衝動的な動きをすると考えられる下院に対して、州議会が選ぶ、より保守的な上院が、抑制と均衡の役目を果たす、とされた。(1913年に追加された憲法修正第17条によってこの規定が変更され、上院議員も公選されることになった。)しかしマディソンは、「役所が役所を抑制すべきである」という、より広範な主張をしたことがある。またハミルトンも「民主主義の下院は、民主主義の上院によって抑制されるべきであり、この両院は、民主主義の司令官によって抑制されるべきである」と述べている。

ハミルトンの最も優れた論文(第78)は、連邦議会または州議会が可決した法案の合憲性について最高

裁が判決を下す権利を擁護している。ハミルトンは、この「違憲立法審査権 (judicial review)」という歴史的に重要な権限は、「派閥の邪悪な息吹きが正義の泉を汚染する」可能性の最も高い立法府に対する適切な抑制である、と主張した。ハミルトンは、議会在が裁判所の判決を気に入らなければ、多数決でその判決を無効とすることのできる英国の制度を明白に拒否し、「裁判所は、制限のある憲法を、立法機関による侵害から守る防波堤と見なされるべきである」と述べた。憲法修正の骨の折れる困難な過程、あるいは最高裁判事たちの見解の漸進的な変化だけが、憲法に対する裁判所の解釈を覆すことができる。

## 人間性、政府、そして個人の権利

抑制と均衡という概念の背景には、人間性に対する極めて現実的な見方がある。マディソンとハミルトンは、人間はその本領を發揮すれば、理知と自制と公正を達成することが可能であると信じていたが、一方で、人間は情熱、不寛容、そして貪欲さに支配されやすいことも認識していた。マディソンが記した有名な一節は、自由を維持するために必要な措置について述べた後で、次のように書いている。「政府の悪用を抑制するためにそのような手段が必要であるということは、人間の本性を反映するものかもしれない。しかし、政府自体が、人間性の最も偉大な反映でなくて何であろうか。人間が天使であったならば、政府は必要ないだろう。天使が統治するならば、政府に対する外的な統制も内的な統制も必要ないだろう。人が人を統治する政府を構築するに当たって最も難しいのは、まず政府が統治の対象を統制できるようにし、続いて自らを統制するようにしなければならないことである。」

『ザ・フェデラリスト』の中でも最も印象的かつ独創的な論文(第10)で、マディソンは、この二重の課題を取り上げている。彼の主な関心事は、「派閥の暴挙を打破し抑制する」必要性であった。これは、政党を念頭に置いたものであり、マディソンはこれが人民政府に対する最大の危険だと考えていた。「私は、多くの市民が...他の市民の権利に反する、あるいは地域社会の恒久的、総合的な利益に反する、共通の情熱や利害関係の衝動によって、団結し動かされることを知っている」と、彼は述べている。

他の人々の権利を危険にさらすこうした情熱や利害関係は、宗教的あるいは政治的なものもあるが、最も多くの場合、経済的なものである。派閥は、持てる者と持たざる者、債権者と債務者、あるいは異なる種類の財産を所有する者の間で分断される可能性を持つ。マディソンは、「文明国家においては、土地所有者、製造業者、商人、あるいは資産家の利害関係、そしてその他もろもろの人々の利害関係が必然的に発生し、異なる感情や意見に動かされて、人々を異なる階級に分割する。こうしたお互いに衝突するさまざまな利害関係の規制が、近代の立法の主要な任務である...」と書いた。

公正で合理的で自由な人民が、このような多くの対立する主張や、その中から発生する派閥を、どのように調停できるのか。情熱や私利を禁止することは不可能である以上、適切な政府の形態は、多数派であれ少数派であれ、あらゆる派閥が全体の利益に反してその意思を強要することを防ぐことができなければならない。マディソンは、圧倒的な派閥に対する防衛のひとつは、共和制(あるいは代議制)の政府であり、このような政府は「選ばれた市民の団体を媒介として、国民の見解を洗練させ拡大する」傾向がある、と述べた。

しかし、マディソンによると、これよりさらに重要な点は、新憲法によって提案される連邦政府の下で起きるような、共和国の地理的、一般民衆的な基盤の拡大だった。彼は次のように記述している。「大きい共和国では、小さい共和国に比べて、より多くの市民が各代表を選出することになるため、選挙でよく見られる悪質な手段を使って、でたらめな候補者が成功をおさめることが、より困難になる...。派閥の指導者の影響力が、本人の地元の州に火をつけることはできるかもしれないが、その火を他州にまで広げて大火事にすることはできない。」

ここで熱心に説かれているのは、多元主義の原則である。この原則は、多様性を歓迎する。多様性それ自体が個人の相違と自由の証明であり、同時に、さらに重要なこととして、相反する情熱や利害関係を中和する望ましい効果を持つからである。米国では、極めて多様な宗教の存在によって、単一の国教会が強制力を持つ可能性が低くなっているが、同様に、各州が多様な地域と課題を抱えているため、情熱にかられた、抑圧的になりかねない派閥や政党が全国的な勝利を収める可能性が低くなっている。米国の主要政党の変遷を見ると、いずれも地域的、経済的に極めて多様な利益を代表しているため、中庸で、特定

のイデオロギーに偏らない傾向が見られ、マディソンの主張を裏付けている。

## 権力分割

権力の集中による圧制を避けるため、政府の各部門に権限を分散させるという考え方は、抑制と均衡という、より広範な概念に含まれる。しかし、『ザ・フェデラリスト』は、権力分割には、政府の効率と有効性の向上というもうひとつの利点がある、と見ている。各部門は、機能を特定の分野に制限されることによって、専門性を高め、自らの役割に誇りを持つことになる。これは、各部門がひとつに統合されていたり、機能がかなり重複していたりした場合には、見られないことである。

ある機能を果たすために不可欠な資質が、別の機能には不適切な場合もある。従ってハミルトンは、外敵の攻撃から国家を守り、法律を公正に適用し、財産と個人の自由を守るためという、彼が密接に関連する権利と見なすものを遂行するためには、「精力的な行政者」が不可欠だと述べた。しかし一方、国民の信頼を獲得し、国民の多様な利害関係を調停しなければならない立法者にとっては、精力ではなく「熟考と英知」が最良の資質なのである。

最高行政権が、大統領という1人の人間の手にのみ与えられるべきであるのも、こうした必要な資質の相違による。行政者が複数いると、まひ状態に陥る可能性があり、「国家の決定的に重要な非常時に、政府の最も重要な措置を挫折させる」可能性があるからである。すなわち、国民の意志を反映する議会が、法案の可決を通じて、十分な討論を経た慎重な決断を下した後を受けて、行政者は、情実を排してその法律を断固として遂行し、私利に基づいて例外を求める嘆願に抵抗しなければならない。そして、外国による攻撃を受けた場合には、行政者は直ちに強く対応する権限と精力を有していなければならない。裁判官にも、特別な資質が要求される。それは、行政者の精力と迅速な行動でもなく、また人民の感情に敏感に対応し、譲歩する立法者の能力でもない。裁判官に要求されるのは、「高潔と中庸」である。また、判事は任命されれば終身であるため、国民、行政府、立法府からの圧力を受けないはずである。

## 政治に関する永遠の課題

政府、社会、自由、圧制、そして政治家の本質に関する優れた記述が、『ザ・フェデラリスト』のどこにあるのか探し出すことは、必ずしも容易ではない。これらの文章の多くは、内容が古かったり、重複していたり、文体が古風だったりする。論文の著者たちには、自分たちの思考を、秩序立てた包括的な形で著わす時間も意志もなかった。それでも、『ザ・フェデラリスト』は、ハミルトンとマディソンの提起した政治の理論と実践に関する永遠の課題に真摯な関心を持つ人々にとって、今もなお不可欠なものである。20世紀の著名な政治史研究家クリントン・ロシターは、こう書いている。「これほど雄弁、冷徹、かつ有益な解答が、米国人の文筆家によって記されたことは、かつてない」と。そして続ける。「ザ・フェデラリストの伝えるメッセージは次の通りである。自由なしに幸福はない。自治なしに自由はない。立憲政治なしに自治はない。倫理性なしに立憲政治はない。そして、安定と秩序なしにこれらの偉大な特質はない。」

[Home](#) | [U.S. Citizen Services](#) | [Visas](#) | [Policy Issues](#) | [State Department](#) |  
[Contact Us](#)  
[Privacy](#) | [Webmaster](#)

EMBASSY OF THE UNITED STATES



EMBASSY OF THE UNITED STATES IN JAPAN

## About the USA

U.S. DEPARTMENT of STATE



- [ホーム](#)
- [今月の話題](#)
- [参考資料日本語訳](#)
- [FAQs](#)
- [クイック・レファレンス](#)
- [大使館 / レファレンス資料室](#)
  - [大使館](#)
  - [レファレンス資料室](#)
- [このサイトに関して](#)
- [サイトマップ](#)

- [English](#)

- ▶ [米国のプロフィール](#)
- ▶ [アメリカ合衆国のポートレート](#)
- ▶ [数字で見る米国](#)
- ▶ [米国50州](#)
- ▶ [歴史](#)
- ▶ [歴史と民主主義の基本文書](#)
- ▶ [歴史の中の今日](#)
- ▶ [国歌・国旗・国璽・祝祭日](#)
- ▶ [日米関係](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [安全保障関係](#)
- ▶ [経済関係](#)
- ▶ [文化交流関係](#)
- ▶ [日米関係機関](#)
- ▶ [年表](#)
- ▶ [大使のスピーチ・寄稿](#)
- ▶ [大使と首席公使のリスト](#)
- ▶ [米国政府・政治](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [政府判事の経歴](#)
- ▶ [政党](#)
- ▶ [選挙](#)
- ▶ [行政府](#)
- ▶ [立法府](#)
- ▶ [司法府](#)
- ▶ [州・地方自治体](#)

- ▶ [シンク・タンク](#)
- ▶ [大統領の外国訪問記録](#)
- ▶ [法律と条約](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [立法過程](#)
- ▶ [主要な法律](#)
- ▶ [州法](#)
- ▶ [主要な国際法・協定](#)
- ▶ [米国社会](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [多様性と移民](#)
- ▶ [公民権](#)
- ▶ [家庭生活](#)
- ▶ [宗教](#)
- ▶ [社会福祉](#)
- ▶ [犯罪・司法](#)
- ▶ [スポーツ](#)
- ▶ [ビジネス・貿易](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [農業](#)
- ▶ [国勢](#)
- ▶ [ビジネス](#)
- ▶ [Eコマース](#)
- ▶ [経済援助](#)
- ▶ [経済政策](#)
- ▶ [労働問題](#)
- ▶ [貨幣と銀行](#)
- ▶ [経済統計](#)
- ▶ [貿易・投資](#)
- ▶ [教育](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [米国留学](#)
- ▶ [大学進学のための情報](#)
- ▶ [教育制度](#)
- ▶ [教育政策と現状](#)
- ▶ [メディア](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [報道の自由](#)
- ▶ [報道倫理](#)
- ▶ [ジャーナリスト](#)
- ▶ [新聞](#)
- ▶ [雑誌](#)
- ▶ [ラジオ](#)
- ▶ [テレビ](#)
- ▶ [米政府関係のニュース](#)
- ▶ [芸術と文化](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [音楽](#)
- ▶ [映画](#)
- ▶ [演劇](#)
- ▶ [ダンス](#)

- ▶ [フォークアート](#)
- ▶ [文化史](#)
- ▶ [文学](#)
- ▶ [建築](#)
- ▶ [視覚芸術](#)
- ▶ [環境・科学・技術](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [環境](#)
- ▶ [エネルギー問題](#)
- ▶ [情報技術](#)
- ▶ [医学と健康](#)
- ▶ [核科学](#)
- ▶ [宇宙研究](#)
- ▶ [旅行・米国地理](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [観光とイベント](#)
- ▶ [旅行便利情報](#)
- ▶ [旅行雑誌](#)
- ▶ [ホテル・旅行社](#)

米政府の概要 - 第3章

行政政府 — 大統領の権限

[Go to English](#)

### 「行政長官の権限はすべて人民から発する・・・」

— エイブラハム・リンカーン、第1期就任演説、1861年

ヨーロッパの主要諸国がすべて世襲君主制を持っていた時代に、限られた任期の大統領制という概念は、それ自体が革命的なものだった。しかし、1787年に採択された合衆国憲法は、大統領に行政権を与え、これが今日まで継続している。また憲法は、副大統領の選出についても規定しており、大統領の死亡、辞任、または能力喪失の場合には、副大統領が大統領職を引き継ぐ。憲法は、大統領の義務と権限をある程度詳しく記述しているが、副大統領や14人の閣僚※（連邦政府各省の長官）あるいはその他の連邦政府官僚に具体的な行政権限を与えてはいない。（※訳注：2007年現在15人）

強力な権限が集中する大統領職の創設は、憲法制定会議で多少の論議を呼んだ。数人から成る執行評議会を採用していた州がいくつかあったし、この制度は、すでにスイスで何年間か、かなりの成功を収めていた。代議員の1人ベンジャミン・フランクリンは、米国も同様の制度を採用するよう促した。また、大英帝国による過度の権力行使がもたらした苦痛を忘れていなかった多くの代議員は、大統領に強力な権限を与えることを警戒した。しかし結局は、1人の大統領が厳しい抑制と均衡の下で任務を遂行するという考えを支持する派が勝利したのである。

合衆国憲法は、大統領は米国で生まれた米国市民で、35歳に達していなければならないと定めている。大統領候補は、大統領選挙の数カ月前に、各政党によって選ばれる。大統領選挙は、4年ごとに（4で割り切れる数字の年）、11月の第1月曜日の次の火曜日に行われる。1951年に批准された修正第22条により、大統領の任期は2期までに制限されている。

副大統領は、大統領と同じ任期を務める。副大統領は、大統領職を継承する権利を有するほかに、上院の議長を務める。1967年に採択された修正第25条は、大統領職継承のプロセスをさらに詳しく述べたものであり、大統領が職務不能に陥った場合に、副大統領が大統領職を継承することのできる具体的な条件を述べている。また、大統領が回復した場合には再び職務に戻ることを規定している。さらに修正第25条は、副大統領職が欠員となった場合には、大統領が連邦議会の承認を得て、副大統領を指名できること

を規定している。

合衆国憲法は、連邦議会に、副大統領以下の継承順位を定める権限を与えている。現時点では、大統領職と副大統領職の両方が欠員となった場合には、下院議長が大統領に就任する。その次に継承権があるのは、上院議長代行(副大統領が欠員の場合に議長を務める、上院が選出した上院議員)で、続いて指定されている順番により閣僚が継承する。

米国の政府の所在地はワシントンDC(コロンビア特別区)である。ワシントンDCは、米国東海岸のメリーランド州とバージニア州に挟まれた、連邦政府の所有地である。大統領の住居兼職場であるホワイトハウスは、ここワシントンDCに位置している。

米国の大統領選出方法は、この国独特のものである。投票用紙に大統領候補の名前が書かれているが、厳密に言えば、国民が直接、大統領(および副大統領)を選出するのではない。各州の有権者は、その州が連邦議会に送っている上院議員および下院議員の人数と同数の大統領「選挙人」名簿に投票する。各州で最多票を得た候補者が、その州の「選挙人票」をすべて獲得する。

全米50州およびコロンビア特別区の選挙人(合計538人)が、いわゆる「選挙人団」を構成する。合衆国憲法の規定に基づき、選挙人団がひとつのグループとして一カ所に集合することはない。選挙後間もなく、各州の選挙人は州都に集まり、その州の一般投票で最多票を得た候補者に投票する。大統領に当選するためには、この538票のうち270票を獲得しなければならない。憲法の規定によると、過半数票を獲得した候補者がいない場合は、下院が決定する。その際、各州の下院議員は、それぞれ一団として投票する。この場合、各州およびコロンビア特別区には、それぞれ1票のみが与えられる。

大統領の任期4年間は、11月の選挙の後の1月20日から始まる(以前は3月からだったが、1933年に批准された修正第20条で変更された)。大統領の最初の公務は、大統領就任式である。就任式は伝統的には、米国連邦議会議事堂の階段で行われる。大統領が一般国民を前に就任宣誓を行い、これは通常、最高裁長官が執り行う。宣誓の言葉は、合衆国憲法第2条に、次のように記されている。「私は合衆国大統領の職務を忠実に遂行し、全力を尽して合衆国憲法を維持し、保護し、擁護することを厳粛に誓う(あるいは確約する)」宣誓式に続いて新大統領は、新政権の政策と計画の概要を述べる就任演説を行う。

## 大統領の権限

米国の大統領職は、世界で最も強大な権限を持つ職務のひとつである。合衆国憲法は、大統領は「法律が忠実に執行されるよう配慮し」なければならない、と述べている。この責任を果たすために、大統領は、連邦政府の行政府を統轄する。これは、現役の軍人100万人を含む、およそ400万人から成る膨大な組織である。加えて大統領は、立法と司法においても重要な権限を有する。

## 行政権

行政府において大統領は、国務および連邦政府の機能を管理する広範な権限を有する。大統領は、規則、規制、大統領命令と呼ばれる指令を発令することができる。大統領命令は、連邦政府機関に対して法的な拘束力を持つが、連邦議会の承認を必要としない。また大統領は、米軍の最高司令官として、州兵を連邦の任務に召集することができる。戦時、あるいは国家の非常時には、連邦議会が大統領に、国家経済を管理し米国の安全を守るための、さらに広範な権限を与えることができる。

大統領は、行政府のすべての省庁の長官と、その他多くの連邦政府高官を指名し、上院がこれを承認する。しかし、連邦政府職員の大半は、公務員制度によって選ばれ、能力と経験に基づいて任命と昇進が行なわれる。

## 立法権

憲法は、「すべての立法権」は連邦議会に属する、と規定しているが、大統領は、公共政策の策定者の長として、立法にも大きな役割を果たす。大統領は、議会が可決したいかなる法案に対しても拒否権を発

動することができ、上下両院が3分の2以上の票によってこの拒否権を覆さない限り、この法案は法律にならない。

議会が扱う立法の多くは、行政府の主導によって起草されるものである。大統領は、議会に対する年次教書と特別教書の中で、自身が必要と見なす立法措置を提案することができる。議会がそうした提案について決議をせず、休会した場合には、大統領は議会の特別会議を招集することができる。しかし、このような公式な役割を超えて、大統領は、政党の長として、また米国政府の行政長官として、世論に影響を与え、それによって議会における立法の進路に影響を与えることができる。

近年の歴代大統領は、連邦議会との実務的な関係を改善するために、ホワイトハウス内に連邦議会連絡局を設置している。大統領補佐官たちは、重要な立法活動について最新の情報を入手し、両政党の上下両院議員が政権の政策を支持するよう、説得に努める。

## 司法権

憲法で定められた大統領の権限のひとつに、主要な官僚の任命権がある。大統領による最高裁判事を含む連邦裁判所判事の任命は、上院が承認しなければならない。もうひとつの主要な権限としては、連邦法違反で有罪となった者に対して、弾劾の場合を除き、全面的な恩赦または条件付きの恩赦を与える権限がある。現在では、恩赦の権限に、刑期を短縮し罰金を減額する権限も含まれるようになった。

## 外交における権限

合衆国憲法の下で、大統領は、米国と諸外国との関係について主要な責任を負う連邦政府官僚である。大統領は、大使、公使、および領事を任命し、上院がこれを承認する。また大統領は、外国の大使およびその他の外国官僚を接遇する。大統領は、国務長官とともに、外国政府とのあらゆる公式な接触を管理する。時には、大統領は各国の首脳同士が直接協議する会議を行うこともある。例えば、ウッドロー・ウィルソン大統領は、第1次大戦の終わりに開かれたパリ講和会議に、米国使節団長として出席した。フランクリン・D・ルーズベルト大統領は、第2次大戦中に連合諸国の首脳らと会談した。以来、どの大統領も、経済と政治の課題を話し合うために、また2国間および多国間協定を結ぶために、世界各国の首脳との会合に出席している。

大統領には、国務省を通じて、在外米国人および在米外国人を保護する責任がある。大統領は、新しい国家や政府を承認するかどうかを決定し、また外国との条約交渉を行う。条約は、上院の3分の2の賛成を得て、拘束力を持つようになる。大統領は、外国との「行政協定」を交渉することもできる。これは上院の承認を必要としない。

## 大統領権限に対する制約

大統領の役割や責務は非常に広範にわたり、また大統領は国内的にも国際的にも顕著な存在であるため、政治評論家はこれまで、大統領の権限を大きく強調してきたきらいがある。フランクリン・D・ルーズベルト大統領が任期中に大統領の役割を拡大したことについて、「帝王的大統領制」と評する意見もあった。

新任の大統領が最初に発見する厳しい現実のひとつは、新大統領の引き継いだ官僚組織を管理することは難しく、その方向を変えるには時間がかかるということである。政府の文民職員は全体でおよそ300万人に上るが、そのうち大統領が任命権を持つのは3000人前後にすぎない。

政府の機構は、しばしば大統領の介在とは無縁に機能しており、それは過去の政権においても、また将来の政権においても変わらないことを、大統領は発見する。新大統領は、前政権が未決定のまま残した課題に直面する。新大統領は、就任するよりはるか以前に成立した予算法や、法律で定められた主な支出計画(退役軍人恩給、社会保障給付、高齢者のためのメディケア医療保険など)を引き継ぐ。外交でも大統領は、前任者が在任中に交渉した条約や非公式の協定に従わなければならない。

選挙後の「蜜月時代」の陶醉感が薄れるに従い、新大統領は、議会がより協力的でなくなったこと、そしてマスコミがより批判的になったことに気付く。大統領は、多様で、しばしば敵対的な経済的、地理的、民族的、思想的利益団体との間に、少なくとも一時的な同盟を結ばざるを得ない。法案が可決されるためには、連邦議会と妥協しなければならない。ジョン・F・ケネディ大統領は、「議会で法案を否決することは非常に簡単である。法案を可決することの方がはるかに難しい」と嘆いた。

このような制限はあるが、どの大統領も、立法目標の少なくとも一部は達成し、また拒否権を発動することで、国益に反すると見なす法律の施行を阻止する。戦争と平和の遂行における大統領の権限は、条約交渉における権限を含め、多大である。また大統領は、他に比類のない地位を活用して、見解を述べ、政策を支持することができ、そうした構想や政策は、政敵が示すものより、国民の意識に浸透しやすい。セオドア・ルーズベルト大統領は、大統領が提起した課題は、必ず公共の討論の対象となることから、大統領職のこうした側面を「公職の権威」と呼んだ。大統領の権限や影響力は、限定されているかもしれないが、それでも、公職者、民間人を問わず、他のどの米国民よりも大きい。

## 行政各省

連邦法の日々の執行・管理を行うのは、国内外の業務の特定分野を扱うために連邦政府が設置した各省の役目である。大統領が指名し、上院が承認する14省の長官で構成する諮問会議は、通常、大統領の「閣僚」と呼ばれる。各省のほかにも、大統領府に付属する機関が多数あり、その中にはホワイトハウス事務局、国家安全保障会議、行政管理予算局、大統領経済諮問委員会、米通商代表部、科学技術政策室などがある。

合衆国憲法には、大統領閣僚に関する規定はない。憲法には、大統領が、行政各省の長に、その責務範囲のあらゆるテーマについて、書面で意見を求めることができると規定されているが、省の名称にもその責務にも言及していない。同様に、閣僚となるための資格についても、憲法には具体的な記述はない。

閣僚は、憲法とは別に、実務的な必要に応じて生まれたものである。初代大統領ジョージ・ワシントンの時代でさえも、大統領が助言や支援を得ずにその任務を果たすことは不可能だったからである。閣僚の性質は、時の大統領が作るものである。閣僚の助言を非常に重視した大統領もいれば、多少参考にする程度の大統領もいた。また、わずかではあるが、概して閣僚の意見を無視した大統領もいる。閣僚は、顧問としての役割を果たすか否かにかかわらず、特定の重要分野における政府の活動を指導する責任を有する。

各省には、何千人もの職員がおり、ワシントンだけでなく全米各地に事務所がある。省は、部門や部局、室などに分かれており、それぞれが特定の任務を果たす。

## 農務省

農務省(USDA)は、生産者と消費者のために公正な価格と安定した市場を確保するため、農業生産を支援する。農場収入の向上と維持に努め、農産物の海外市場の開発と拡大を支援する。同省は、貧困層のためにフードスタンプ(食料配給券)を発行し、栄養に関する教育プログラムに資金提供し、また主として子どもや妊婦、高齢者にその他の食糧援助制度を提供することによって、貧困と飢餓と栄養失調の抑制に努めている。農務省は、土地所有者による土壌・水質・森林その他の天然資源の保護を支援することによって、生産能力を維持している。

農務省は、国の成長政策を履行するため、農村開発や融資、保全計画を実施し、農業のあらゆる分野で科学技術研究を進めている。また農務省は、検査・等級制度によって、販売される食品の品質基準を確保している。同省の農業研究機関は、国家的に優先度の高い農業課題の解決に向けた研究を行うとともに、国立農業図書館を運営し、研究者から一般市民まで幅広い利用者への情報普及に努めている。

農務省海外農業局(FAS)は、米国の農業の輸出促進機関であり、海外で専門家を雇用して、米国の農業と商業の利益のために、海外の農業事情の調査を行っている。米国林野局も農務省の一機関であり、

一連の広大な国有林や野生地区を管理している。

## 商務省

商務省は、米国の国際貿易、経済成長、および技術発展の促進を任務とする。同省は、国際市場における米国の競争力向上のための援助と情報を提供している。雇用を創出し、少数民族企業の成長を促進するための制度を運営している。さらに企業および政府の企画立案者のために、経済と人口に関する統計データを提供している。

商務省は、多様な諸機関を擁している。例えば米国標準技術院は、産業界と協力して、技術と計量法と基準を開発し適用することによって、経済成長を促進する。米国気象部を含む米国海洋・大気局は、地球環境に対する理解を深めるよう努め、米国の沿岸部や海洋の資源保護を目指している。特許・商標局は、著者や発明者による芸術作品や発見の占有権を確保することによって、科学や有用な技術の前進を促進する。米国電気通信・情報局は、電気通信政策について大統領に助言をするほか、革新を促し、競争を奨励し、雇用を創出し、より質の高い電気通信を、より低価格で消費者に提供することに努めている。

## 国防総省

世界最大のオフィスビルのひとつであるペンタゴンを本拠とする国防総省(DoD)は、米国の軍事安全保障に関連するあらゆる事柄を責任範囲とする。同省は、男女の現役軍人およそ100万人から成る米軍勢力を擁する。また、緊急時に軍隊を支援する存在として、合計150万人に及ぶ各州の州兵がある。このほかに、国防総省では、およそ73万人の文民職員が、研究、情報通信活動、地図作成、国際安全保障などの分野で働いている。米国政府の活動を支援するため、極めて専門化された機密情報活動を行う国家安全保障局も、国防長官の指揮下にある。

国防総省は、個別に軍事編成された陸軍、海軍、海兵隊、空軍に加えて、4カ所の士官学校と国防大学、統合参謀本部、およびいくつかの特殊戦闘司令部を指揮下に置いている。同省は、外国との条約を履行し、米国の海外領土と通商を守り、航空戦闘と支援のための部隊を提供するため、海外に軍隊を駐留させている。同省の軍事以外の任務としては、洪水対策、海洋資源開発、石油備蓄管理などがある。

## 教育省

米国の教育制度では、学校は主として地方自治体の管理下にあるものの、教育省は、米国の教育の重要な課題への取り組みにおいて全米的な指導を行うとともに、州や地方自治体の意思決定者による学校改善を支援する情報センターの役割を果たしている。同省は、奨学金や、恵まれない学生、障害を持つ学生のための制度、職業訓練制度などを含む連邦教育支援制度の方針決定と管理を行う。

1990年代に教育省が重点を置いた課題は、次のようなものである。すべての学生・生徒の学力向上。授業方法の改善。親や家族の子どもへの教育参加。学校を安全にし、規律を向上させ、麻薬を排除する。学校と職業の関係強化。大学通学や職業訓練のための学資援助の利用方法を改善。学生・生徒全員の技術知識向上への支援、などである。

## エネルギー省

1970年代に米国のエネルギー問題に対する懸念が高まったことから、連邦議会はエネルギー省を設置した。同省は、それまでエネルギー分野に関与していたいくつかの政府機関の機能を引き継いだ。エネルギー省の各部門は、エネルギー技術の研究・開発・実証、省エネルギー、原子力の平和利用と軍事利用、エネルギー生産と消費の規制、石油の価格設定と配分、エネルギー・データの中央収集・分析プログラムなどを担当している。

エネルギー省は、エネルギー生産による悪影響を最小限に抑えるための基準を設定することによって、米国の環境を保護する。例えば同省では、エネルギー関連の汚染物質とそれが生物系に及ぼす影響の調査など、環境・衛生関連の研究を行っている。

## 保健・福祉省

およそ300の各種計画を監督する保健・福祉省(HHS)は、連邦政府機関の中でも、米国民の生活におそらく最も大きな影響を及ぼす機関である。同省の最大の部門である医療財政局が運営するメディケアおよびメディケードの両制度は、米国民のおよそ5人に1人に、医療保険を提供している。メディケアは、米国の高齢者と障害者、計3000万人に医療保険を提供している。メディケードは、低所得者3100万人(うち1500万人は子ども)を対象に連邦および州政府が合同で行う医療扶助制度である。

また保健・福祉省は、世界有数の医療研究所である国立衛生研究所(NIH)を運営している。NIHは、ガン、アルツハイマー病、糖尿病、関節炎、心臓疾患、エイズなどの疾病を対象とする、およそ3万の研究プロジェクトを管理している。このほかにも、保健・福祉省の諸機関は、米国の食糧供給と薬品の安全性・有効性の確保、伝染病の発生防止、アメリカインディアンとアラスカ原住民への医療提供のほか、有害薬物乱用の防止や、依存症治療、精神衛生医療の質を高め、利用し易さの向上などに努めている。

## 住宅・都市開発省

住宅・都市開発省(HUD)は、地域社会の開発を援助し、手頃な価格の住宅を国民に提供するための各種制度を管理する。同省が施行する公正住宅法は、個人や家族が差別を受けずに住宅を購入できるようにするための法律である。同省は、住宅購入を支援する抵当保険制度や、住宅の確保が難しい低所得世帯のための家賃補助制度も実施している。また、地域の再生、都心部の荒廃防止、そして新しい地域社会開発の奨励なども行っている。住宅都市開発省は、住宅市場で購入者を保護し、住宅産業を刺激する各種制度も促進している。

## 内務省

内務省は、米国の主要な環境保全機関として、国内で連邦政府の所有する土地および天然資源の大半について管理責任を負っている。同省の魚類・野生生物局は、野生生物保護地区500カ所、湿地管理地区37カ所、国立魚卵孵化場65カ所と野生保護法執行機関の連絡網を運営している。同省国立公園局は、370カ所を超える国立公園と記念物、景観道路、河川、海岸、レクリエーション地域、史跡を管理し、この活動を通じて、米国の自然遺産と文化遺産を保護している。

内務省は、同省土地管理局を通じて、放牧地の植生やレクリエーション地区から木材・石油生産に至るまで、主として米国西部の何百万ヘクタールにも及ぶ公有地の土地と資源を監督している。同省土地開拓局は、米国西部の半乾燥地帯の各州における乏しい水資源を管理する。また内務省は、米国内の鉱業を規制し、鉱物資源を評価し、アメリカインディアンとアラスカ原住民の部族の委託資源を保護する責任を有する。国際的には、内務省は、米国の領土であるバージン諸島、グアム島、米領サモア、および北マリアナ諸島における連邦政府の政策を調整し、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、およびパラオ共和国への開発資金を監督する。

## 司法省

司法省は、法律問題や、法廷に関し、米国政府を代表し、要請に応じて大統領および行政各省の長に、法的な助言や意見を提供する。司法省の長である司法長官は、連邦政府の最高法執行官である。同省の連邦捜査局(FBI)は、連邦犯罪に対する主要な法執行機関であり、移民帰化局(INS)は、移民法を施行する。司法省の主な機関のひとつである麻薬取締局(DEA)は、麻薬・規制薬物法を執行し、違法な麻薬密売組織を追跡する。

司法省は、地方警察を援助するほか、全米各地の連邦地方検事や連邦保安官を指揮し、連邦刑務所およびその他の刑務施設を監督し、また執行猶予や恩赦の嘆願について調査し大統領に報告をする。司法省はまた、加盟176カ国の法執行機関の相互支援を促進する国際刑事警察機構(ICPO)とも連携している。

## 労働省

労働省は、米国の賃金労働者の福祉を促進し、労働条件の改善に貢献し、労使の良好な関係を育成する。同省は、職業安全・衛生管理局、雇用基準管理局、および鉱山保安衛生局などの機関を通じて、各種労働法を施行している。これらの法律は、安全で衛生的な労働条件で働く権利や、時給と超過勤務手当て、雇用差別の排除、失業保険、勤務中の傷害に対する労働災害補償などを、労働者に保証するものである。また労働省は、労働者の年金の権利を保護し、職業訓練制度を実施し、労働者の求職を支援する。同省労働統計局は、雇用、価格、およびその他の全国的な経済データの推移を監視し報告する。求職者に対しては、特に高齢者、若者、少数民族、女性、および障害者を援助する活動を行っている。

## 国務省

国務省は、米国の外交政策の策定と実施に総合的な責任を持つ大統領に助言する。国務省は、海外における米国の権益を評価し、政策および将来の活動について勧告し、既定の政策の実施に必要な措置を取る。また、米国と緒外国との間の連絡と関係を維持し、新しい国家や政府の承認について大統領に勧告し、外国との条約や協定の交渉を行い、国連その他の主要な国際機関で米国の立場を代弁する。国務省は、全世界250カ所以上に、外交・領事機関を置いている。1999年に国務省は、米国軍備管理軍縮庁と米国広報・文化交流庁を同省の機構と任務に統合した。

## 運輸省

運輸省(DOT)は、10の運営機関を通じて、米国の総合的な運輸政策を確立している。ここには、高速道路の計画・開発・建設、都市大量輸送、鉄道、民間航空とともに水路や港湾、高速道路、石油ガス・パイプラインなどの安全性が含まれる。

例えば、同省連邦航空局(FAA)は、全米各地の空港管制塔、航空交通管制センター、飛行情報局の連絡網を運営している。連邦高速道路局は、州間高速道路、都市部・地方の道路および橋梁の改善の資金援助を各州に提供する。高速道路安全局は、自動車および自動車機器の安全性能基準を設定する。海運局は、米国の商船隊を運営する。米国の海事法の主要な執行機関であり、認可機関である米国沿岸警備隊は、海上での捜索・救助活動を行い、麻薬密輸と闘い、石油流出や海洋汚染の防止に努める。

## 財務省

財務省の任務は、米国の財政および金融に関連する問題に対応することである。同省の基本的な機能は、金融・税制・財政政策の策定、米国政府の財務代行、特殊な法執行任務の遂行、および貨幣・紙幣の製造、の4つである。財務省は、政府の財政状況や国内経済について、連邦議会と大統領に報告する。財務省は、アルコール、タバコ、および火器の、州間通商および国際貿易を規制し、米国郵政公社の切手印刷を監督し、大統領と副大統領、およびその家族、訪米する貴賓や国家元首を警護する特別警護局(シークレット・サービス)を運営し、通貨や証券の偽造を抑制し、米国への物品の流れの規制および課税を行う関税局を運営する。

財務省には、およそ2900の国立銀行の運営に適用される法律を執行する通貨統制官室がある。また、同省内国歳入庁(IRS)は、連邦政府の歳入の大半を占める税金の確認、査定、および徴収を行う。

## 復員軍人省

復員軍人省(VA)は、1930年に独立機関として設置され、1989年に閣僚レベルの省に格上げされた。同省は、有資格の復員軍人とその扶養家族に手当てやサービスを提供する。復員軍人健康管理局は、米国、プエルトリコ、およびフィリピンにある病院173カ所、老人ホーム40カ所、診療所600カ所、高齢者養護施設133カ所、およびベトナム戦争復員軍人支援センター206カ所で、病院および養護施設における医療と、外来の医療・歯科治療を提供している。また、高齢化、女性の健康、エイズ、心的外傷ストレス障害(PTSD)などの各分野における医療研究を行っている。

復員軍人手当局(VBA)は、障害者手当、年金、障害者用の住居改造、その他の要請を監督する。また同局は、復員軍人のための教育制度を実施し、有資格の復員軍人と現役軍人に住宅ローン援助を提供

する。復員軍人省国立墓地局は、復員軍人と有資格の家族に、全米116カ所の墓地における埋葬式、墓石、墓標を提供している。

## 独立機関

行政府の各省は、連邦政府の主要な運営機関だが、そのほかにも多くの機関が、米国の政府と経済の運営を円滑に行うため、重要な役割を果たしている。これらは、行政各省に属するものではないため、独立機関と呼ばれることが多い。

これらの機関の性質と目的は多種多様である。経済の特定の部門を監督する権限を持つ規制機関もあれば、政府や国民に特定の業務を提供する機関もある。こうした機関の大半は、複雑すぎて通常の立法の手に余る事柄に対処するために、連邦議会が設置したものである。一例を挙げると、1970年に議会は、環境保護の政府活動を調整するために、環境保護庁を設立した。独立機関の中でも最も重要なものには、以下の各機関が含まれる。

**中央情報局 (CIA)** は、いくつかの政府各省・機関による情報活動を調整し、国家安全保障に関連する情報資料を収集して、相互に関連づけ、評価を行い、大統領府の国家安全保障会議に勧告する。

**環境保護庁 (EPA)** は、全米各地の州・地方政府と協力して、大気・水質汚染を管理・抑制し、固形廃棄物、殺虫剤、放射線、および有毒物質にかかわる問題に対処する。同庁は、空気と水の質に関する基準を設定・施行し、殺虫剤や化学薬品の影響を評価し、有毒廃棄物処理場の浄化のための「スーパーファンド」制度を管理する。

**連邦通信委員会 (FCC)** は、ラジオ、テレビ、有線、衛星、およびケーブルによる州間通信と国際通信を規制する。FCCは、ラジオ・テレビ放送局に許可を与え、無線周波数を割り当て、妥当なケーブル料金を確保するための規制を執行する。また、電話・電信会社などの一般通信事業者や、無線通信サービス・プロバイダーに対する規制も行う。

**連邦緊急管理庁 (FEMA)** は、洪水、ハリケーン、地震、その他の自然災害への対応に際して、連邦・州・地方の諸機関の作業を調整する。同庁は、住宅・事業・公共施設の再建のために、個人および政府に財政援助を提供し、消防士や緊急医療専門家を訓練し、全米および米領の各地で緊急計画のための資金を提供する。

**連邦準備制度理事会 (FRB)** は、米国の中央銀行である連邦準備制度を統括する。同理事会は、預金残高と流通貨幣の量を調節することによって米国の金融政策を実施する。同理事会は、民間の銀行を規制し、金融市場が組織全体で陥る危険の抑制を目指し、米国の政府、国民、および金融機関に特定の金融サービスを提供する。

**連邦取引委員会 (FTC)** は、消費者、企業、議会調査、あるいはマスコミの報道によって提起された、個々の企業に対する苦情を調査することによって、連邦独占禁止法および消費者保護法を執行する。同委員会は、不公正あるいは不正な慣行を排除することによって、米国の市場が確実に競争的に機能するようになる。

**調達庁 (GSA)** は、連邦政府の財産、建物、および設備の調達、供給、管理、および維持と余剰物資の売却を行う。また、連邦政府が保有する全車両を管理し、在宅勤務センターおよび保育センターを監督する。

**航空宇宙局 (NASA)** は、米国の宇宙計画を運営するために、1958年に設立された機関である。NASAは、米国初の衛星と宇宙飛行士を軌道に乗せ、1969年にはアポロ宇宙船で人類を月に着陸させた。今日、NASAは、地球周回軌道衛星や惑星探査機で調査を行い、先端航空宇宙技術の新たな概念を探求し、また米国の有人スペースシャトル軌道周回機を運行させている。

**国立公文書・記録管理庁 (NARA)** は、連邦政府のあらゆる記録を監督することによって、米国の歴史を保存する。各種文書の原本、映画フィルム、音声・映像の録音・録画、地図、写真、およびコンピューター・

データなどを保管している。ワシントンDCの国立公文書館には、独立宣言、合衆国憲法、および権利章典が保存・展示されている。

**全米労働関係委員会 (NLRB)** は、米国の主な労働法である全米労働関係法を施行する。同局は、不正な労働慣行を防止あるいは是正する権限と、従業員が団結し、交渉代表としての組合を組織するかどうかを選挙によって決める権利を、保護する権限を与えられている。

**国立科学財団 (NSF)** は、大小の大学や非営利機関、中小事業機関などに補助金、契約、その他の協定を与えることによって、米国内における科学と工学の基礎研究と教育を支援する。同財団は、官・民・学の協力を奨励し、科学・工学を通じた国際協力を促進している。

**人事局 (OPM)** は、連邦政府の人的資源を扱う機関である。同局は、国家の公務が政治的な影響を受けないようにし、また連邦政府職員が実力に基づいて公正に選ばれ、処遇されるようにする。人事局は、諸機関に人事業務と政策指導を支援し、連邦政府の定年退職制度と医療保険制度を管理する。

**平和部隊** — 1961年に創設された — は、外国で働くボランティアを訓練し、各国に2年間派遣する。現在、平和部隊のボランティアは、およそ80カ国で、農業・農村地域開発、中小企業、医療、天然資源保全、および教育の各分野で援助活動を行っている。

**証券取引委員会 (SEC)** は、株式や債券を購入する投資家を保護するために設立された。連邦法により、資金調達のために自社の有価証券を販売する企業は、自社の事業に関する報告書をSECに提出し、投資家が重要な情報をすべて入手できるようにすることが義務付けられている。SECは、有価証券の販売における不正行為を防止し罰する権限、および証券取引を規制する権限を与えられている。

**中小企業局 (SBA)** は、中小企業に助言し支援し、その利益を守るために、1953年に設立された機関である。中小企業局は、中小企業への融資を保証し、洪水などの自然災害の被害者に援助を提供し、少数民族が所有する企業の成長を促進し、中小企業が連邦政府に製品・サービスを供給する契約の確保を支援する。

**社会保障局 (SSA)** は、年金、障害者給付、および遺族給付から成る、米国の社会保険制度を管理する。これらの給付の受給資格を得るために、米国の労働者のほとんどが、所得に基づいて社会保障税を支払っている。いくら税金を払ったかによって、その人の将来の給付額が決められる。

**米国国際開発庁 (USAID)** は、開発途上諸国、および中欧・東欧、そして旧ソビエト連邦の新独立諸国 (NIS) で、米国の対外経済・人道支援制度を実施している。同庁は、人口と医療、広範な経済成長、環境、および民主主義の4つの分野で各種プログラムを支援している。

**米国郵政公社 (USPS)** は、1971年に郵政省に代わって設置された独立経営の公社によって運営されている。郵政公社は、郵便の集配と輸送、および全米各地の何千もの郵便局の運営を行う。また、万国郵便連合と諸外国とのその他の協定を通じて、国際郵便業務を提供する。同じく1971年に設置された独立組織である郵便料金委員会が、各種郵便の料金を設定する。

## 大統領職

**任期**— 選挙人団を介して国民によって選出され、任期は4年。限度は2期まで。

**俸給**— 年俸は2001年1月20日現在、40万ドル。

**就任**— 11月の一般選挙後の1月20日。

**資格**— 米国生まれの米国市民で、35歳以上、かつ14年間以上米国に居住していること。

**主な責務**— 合衆国憲法を保護し、連邦議会が制定した法律を執行すること。

**その他の権限**—連邦議会への立法勧告、連邦議会特別会期の召集、連邦議会への大統領教書の提出、法案の署名または法案の拒否、連邦判事の任命、連邦政府省庁の長およびその他の主な連邦政府高官の任命、外国へ派遣する使節の任命、外国との間の公務の遂行、軍隊の最高司令官としての機能の行使、米国に対する犯罪の恩赦の実施。

閣僚

**司法省を除くすべての省の長官は「Secretary」と呼ばれる。司法長官は「Attorney General」である。**

**農務省** – 1862年創設。

**商務省** – 1903年創設。1913年に、商務省と労働省の2省に分割された。

**国防総省** – 1947年に、陸軍省(1789年創設)、海軍省(1798年創設)、および空軍省(1947年創設)を合体させて発足。国防長官は閣僚の1人だが、陸軍、海軍、空軍の各長官は閣僚には含まれない。

**教育省** – 1979年創設。元は、保健・教育・福祉省の一部であった。

**エネルギー省** – 1977年創設。

**保健・福祉省** – 1979年創設。保健・教育・福祉省(1953年創設)が分割されたときに発足した。

**住宅・都市開発省** – 1965年創設。

**内務省** – 1849年創設。

**司法省** – 1870年創設。1789年から1870年まで、司法長官は閣僚の1人であったが、省の長官ではなかった。

**労働省** – 1913年創設。

**国務省** – 1789年創設。

**運輸省** – 1966年創設。

**財務省** – 1789年創設。

**復員軍人省** – 1989年創設。復員軍人援護局が省に格上げされた。

[Home](#) | [U.S. Citizen Services](#) | [Visas](#) | [Policy Issues](#) | [State Department](#) |  
[Contact Us](#)  
[Privacy](#) | [Webmaster](#)

EMBASSY OF THE UNITED STATES



EMBASSY OF THE UNITED STATES IN JAPAN

## About the USA

U.S. DEPARTMENT of STATE



- [ホーム](#)
- [今月の話題](#)
- [参考資料日本語訳](#)
- [FAQs](#)
- [クイック・レファレンス](#)
- [大使館 / レファレンス資料室](#)
  - [大使館](#)
  - [レファレンス資料室](#)
- [このサイトに関して](#)
- [サイトマップ](#)
  
- [English](#)
  
- ▶ [米国のプロフィール](#)
- ▶ [アメリカ合衆国のポートレート](#)
- ▶ [数字で見る米国](#)
- ▶ [米国50州](#)
- ▶ [歴史](#)
- ▶ [歴史と民主主義の基本文書](#)
- ▶ [歴史の中の今日](#)
- ▶ [国歌・国旗・国璽・祝祭日](#)
- ▶ [日米関係](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [安全保障関係](#)
- ▶ [経済関係](#)
- ▶ [文化交流関係](#)
- ▶ [日米関係機関](#)
- ▶ [年表](#)
- ▶ [大使のスピーチ・寄稿](#)
- ▶ [大使と首席公使のリスト](#)
- ▶ [米国政府・政治](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [政府判事の経歴](#)
- ▶ [政党](#)
- ▶ [選挙](#)
- ▶ [行政府](#)
- ▶ [立法府](#)
- ▶ [司法府](#)
- ▶ [州・地方自治体](#)

- ▶ [シンク・タンク](#)
- ▶ [大統領の外国訪問記録](#)
- ▶ [法律と条約](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [立法過程](#)
- ▶ [主要な法律](#)
- ▶ [州法](#)
- ▶ [主要な国際法・協定](#)
- ▶ [米国社会](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [多様性と移民](#)
- ▶ [公民権](#)
- ▶ [家庭生活](#)
- ▶ [宗教](#)
- ▶ [社会福祉](#)
- ▶ [犯罪・司法](#)
- ▶ [スポーツ](#)
- [ビジネス・貿易](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [農業](#)
- ▶ [国勢](#)
- ▶ [ビジネス](#)
- ▶ [Eコマース](#)
- ▶ [経済援助](#)
- ▶ [経済政策](#)
- ▶ [労働問題](#)
- ▶ [貨幣と銀行](#)
- ▶ [経済統計](#)
- ▶ [貿易・投資](#)
- ▶ [教育](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [米国留学](#)
- ▶ [大学進学のための情報](#)
- ▶ [教育制度](#)
- ▶ [教育政策と現状](#)
- ▶ [メディア](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [報道の自由](#)
- ▶ [報道倫理](#)
- ▶ [ジャーナリスト](#)
- ▶ [新聞](#)
- ▶ [雑誌](#)
- ▶ [ラジオ](#)
- ▶ [テレビ](#)
- ▶ [米政府関係のニュース](#)
- [芸術と文化](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [音楽](#)
- ▶ [映画](#)
- ▶ [演劇](#)
- ▶ [ダンス](#)

- ▶ [フォークアート](#)
- ▶ [文化史](#)
- ▶ [文学](#)
- ▶ [建築](#)
- ▶ [視覚芸術](#)
- ▶ [環境・科学・技術](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [環境](#)
- ▶ [エネルギー問題](#)
- ▶ [情報技術](#)
- ▶ [医学と健康](#)
- ▶ [核科学](#)
- ▶ [宇宙研究](#)
- ▶ [旅行・米国地理](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [観光とイベント](#)
- ▶ [旅行便利情報](#)
- ▶ [旅行雑誌](#)
- ▶ [ホテル・旅行社](#)

米政府の概要 - 第4章

立法府 — 議会の影響力

[Go to English](#)

### 「政府には、法律を作る力が含まれる」

— アレクサンダー・ハミルトン、『ザ・フェデラリスト』、1787～88年

合衆国憲法第1条は、連邦政府のすべての立法権を、上下両院から成る連邦議会に付与している。憲法に基づき、上院は、各州が2人ずつ選出する上院議員によって構成される。現在のの上院議員数は100人である。下院の議員数は、各州の人口に基づいて決められるため、憲法で具体的に定められてはいない。現在の下院議員数は435人である。

憲法採択後100年以上にわたって、上院議員は、国民の直接投票によってではなく、各州の議員によって選出され、それぞれの選出州の代表と見なされていた。彼らの任務は、すべての立法において自州が公正に扱われるようにすることだった。1913年に採択された修正第17条によって、上院議員は直接選挙で選ばれることになった。

憲法制定会議の代議員たちは、各州政府の代表と人民の代表という、2つのグループの双方が、すべての法案を承認しなければならないようにすれば、連邦議会が拙速のうちに法案を可決する危険がほとんどなくなる、と考えた。すなわち、英国議会のように、一方の議院が常にもう一方の議院を抑制することができる、というわけである。修正第17条も、両院の間のこうした力の均衡を大きく変えていない。

制定会議では、連邦議会の構成と権限を巡って白熱した討論が行われたものの、多くの代議員は、立法府の重要性は比較的低いままだろうと思っていた。連邦議会は主として対外問題を扱い、国内問題は州および地方政府に任せるものだ、という見方も一部にあった。しかし、こうした見方は明らかに誤っていた。実際には、連邦議会は極めて活発な存在となり、国家のあらゆる問題に関して広範な権力と権限を有してきた。行政府に対する立法府の力は、米国の歴史を通じて盛衰を繰り返してきたが、議会が大統領の決断を自動的に承認する存在だったことは、一度もない。

連邦議会議員の資格

憲法の規定により、合衆国上院議員は、少なくとも30歳に達しており、9年以上米国市民であり、選出州の住民でなければならない。下院議員は、少なくとも25歳に達しており、7年以上米国市民であり、選出州の住民でなければならない。これ以外にも各州が連邦議会議員の資格を設定することは可能だが、合衆国憲法は、所属する議員の資格を決定する権限を各議院に与えている。各州は2人の上院議員を選出することができる。従って、全米で最も小さいロードアイランド州（総面積およそ3156平方キロメートル）も、最も大きいアラスカ州（およそ152万4640平方キロメートル）も、上院議席数は同じである。また、推定人口が48万人のワイオミング州も、3227万人のカリフォルニア州も、上院議席数は2議席である。

下院の総議席数は、連邦議会によって定められてきた。各州が選出する連邦下院議員数は、州の人口に基づいて決められる。ただし、人口にかかわらず、どの州も少なくとも1人の下院議員を選出することができる。現在、アラスカ、デラウェア、モンタナ、ノースダコタ、サウスダコタ、バーモント、およびワイオミングの7州は、下院議員が1人しかいない。一方、20人以上の下院議員を連邦議会に送っている州が6州あり、カリフォルニア州だけでも52人に上る。

憲法は、10年ごとに国勢調査を行い、人口の推移に従って下院議席数を再配分することを規定している。憲法は当初、下院議員数は人口3万人につき1人の割合を超えてはならないと規定していた。当初の下院は65議席から成り、第1回国勢調査の後、これが106議席に拡大された。3万人につき1議席という規則がそのまま続いていたら、米国の人口増に伴い、現在の下院議員数はおよそ7000人に増えていたはずである。実際には、この規則は徐々に改定され、現在では下院議員数は、ほぼ人口60万人につき1人となっている。

各州議会は、州を下院選挙区に分けているが、これらの選挙区は人口がほぼ均等でなければならない。各選挙区の有権者は、2年ごとに下院議員を選出する。

上院議員は、偶数年に行われる全州選挙で選出される。上院議員の任期は6年で、2年ごとに上院議席の3分の1が改選される。従って、上院議員の3分の2は、常に国政レベルの議員経験を持つ人たちが占められることになる。

下院の場合、理論上は新人議員ばかりで構成されることもあり得る。しかし、現実には、下院議員の大半は再選を繰り返してきており、下院でも上院と同様、中核となる経験豊富な議員の集団を常に頼りにできる。

下院議員の任期は2年なので、連邦議会の会期も2年間と見なされている。合衆国憲法修正第20条により、連邦議会は、同議会が別の日を定めない限り、毎年1月3日に通常会期を開始することが定められている。議会は通常、年末近くに議員が休会を表決するまで開会している。大統領は、必要と見なした場合、特別会期を召集することができる。議会は、ワシントンDCの連邦議会議事堂で開催される。

## 下院と上院の権限

連邦議会のどちらの議院も、あらゆる事柄に関して法案を発議することができる。ただし、歳入の徴収に関する法案だけは例外で、下院で発議されなければならない。従って、国庫に関する決定に際しては、大きい州の方が小さい州より影響力を持つように思えるかもしれない。しかし、実際には、いずれの議院も、もう一方の議院が可決した法案を否定する決議を行うことができる。上院は、下院の歳入法案を否決したり、あるいはその法案の性質を変えてしまったりするような修正条項を付加することができる。その他の法案に関しても全く同様である。そうなった場合には、各院の議員から成る両院協議会の調整によって合意に達することができない限り、この法案が法律として成立することはない。

また、上院のみに与えられた権限は、ほかにもある。大統領が指名した連邦政府高官や大使を承認する権限と、3分の2の表決により、あらゆる条約を批准する権限である。いずれの場合も、上院が否決すれば、大統領の決定は無効となる。

連邦政府職員の弾劾に関しては、下院だけが、弾劾裁判につながるような不正行為の起訴を行う権限を

有する。そして、上院だけが、弾劾裁判を審理し、有罪または無罪の判決を下す権限を有する。弾劾裁判で有罪となった連邦職員は、公職を解雇される。

合衆国憲法第1条には、以下のような連邦議会の広範な権限が挙げられている。

- 税を賦課し、徴収すること
- 国庫のために金銭を借り入れること
- 各州間の通商と外国との通商に関する規則と規定を定めること
- 外国人の帰化に関し、全米で同一の規則を定めること
- 貨幣を鑄造し、その価値を定め、偽造者に対する罰則を規定すること
- 度量衡の標準を定めること
- 破産に関して、全国で同一の法律を定めること
- 郵便局と郵便道路を建設すること
- 特許と著作権を発行すること
- 連邦裁判所制度を設立すること
- 海賊行為を処罰すること
- 戦争を宣言すること
- 軍隊を招集し支援すること
- 海軍を維持すること
- 連邦の法律を執行し、無法状態を鎮圧し、また侵略を撃退するための民兵を招集すること
- 政府所在地(ワシントンDC)のあらゆる法律を制定すること
- 合衆国憲法の執行に必要なあらゆる法律を制定すること

これらの権限の中には、今や時代遅れとなったものもあるが、その効力は継続している。修正第10条は、連邦政府に委任されなかった権限は、それぞれの州または国民に留保される、と規定することによって、連邦議会の権限を明確に制限している。さらに合衆国憲法は、具体的に、連邦議会が以下のような措置を取ることを禁止している。

- 反乱または侵略に際し必要とされる場合以外に、人身保護令状の特権—犯罪の被疑者は、収監される前に判事の前に、あるいは法廷に、出る権利があるとする規則—を停止すること
- 審理抜きで犯罪または違法行為の有罪判決を下すことのできる法律を可決すること
- 特定の行為を遡及的に犯罪と見なす遡及処罰法を制定すること
- 市民に対する直接税を、すでに行われた国勢調査に基づく割合によらずに賦課すること
- 各州から輸出される物品に課税すること
- 通商または徴税に関して、特定の州の港湾あるいはそれらの港湾を使用する船舶を特に優遇すること
- 貴族の称号を授与すること

## 連邦議会の役員

合衆国憲法の規定により、副大統領が上院の議長となる。ただし、副大統領は、可否同数の場合を除き、表決には加わらない。副大統領が欠席の場合は、上院が臨時議長を選任する。下院議長は、下院が選出する。下院議長と上院臨時議長はいずれも、常に各議院の多数党の議員が務める。

連邦議会の新たな会期の初めには、各政党の議員が、法案の流れを取りしきる院内総務やその他の役員を選出する。これらの役員は、議長や各委員長とともに、立法のさいに強い影響力を持つ。

## 委員会のプロセス

連邦議会の主な特徴のひとつは、議事進行に際して各委員会が果たす、極めて重要な役割である。委員会が今日そのような重要性を持つに至ったのは、憲法が企画したわけではなく、進化によるものである。憲法には、委員会の設置に関する規定がないからである。

現在、上院には17(＊)の常任委員会があり、下院には19(＊)の常任委員会がある。各委員会は、外交、防衛、金融、農業、商業、歳出など、立法の特定の分野を専門に扱う。各議院で発議される法案は、ほとんどすべてが委員会に付託され、委員会が調査・勧告を行う。委員会は、付託された議案を承認、修正するが、葬り去ったり、無視したりすることもできる。下院でも上院でも、法案が委員会の承認を経ずに本会議に到達することは不可能に近い。下院では、法案を委員会から外して本会議にかけるためには、議員218人(定員の過半数)の署名が必要である。また上院でも、全議員の過半数(51人)の支持が必要である。実際には、そのような委員会審議打ち切り動議が、必要な支持を得ることはめったにない。(＊ 訳者注: 2007-2008年の第110議会では、常任委員会の数は上下両院各21ずつとなっている)

各議院の多数党が、委員会の進行を取りしきる。各委員会の委員長は、党員のコーカスカ、特別に指定された議員グループによって選出される。少数党は、各議院における自党の勢力に比例した数の委員で代表される。

法案はいろいろな方法で提出される。常任委員会が作成する法案、特定の立法課題を扱うために設置された特別委員会が作成する法案、そして大統領または他の行政幹部が提案する法案などがある。市民や議会外の組織が議員に法案を提案することもあれば、議員自身が法案を発議することもある。提出された法案は、指定された委員会に送られ、ほとんどの場合その委員会が公聴会を開き、当該法案に賛成または反対する人々の意見を聞く。公聴会は、立法の過程を一般市民に公開するもので、数週間あるいは数カ月間にわたって続くこともある。

委員会制度の利点のひとつは、議員およびそのスタッフが、さまざまな立法分野でかなりの専門知識を蓄積できるという点である。この共和国の初期の、まだ人口が少なく、連邦政府の任務の幅も狭く限定されていた時代には、そうした専門知識がそれほど重要ではなかった。それぞれの議員が何でもこなし、あらゆる分野に知識をもって臨んだ。しかし、今日の国民生活の複雑性に対処するには専門知識が必要となり、議員は公共政策の1、2の分野で専門知識を身につけていることが多い。

委員会が法案を支持すると、法案は本会議での公開討議に送られる。上院では、規則により、事実上、無制限の討論が許可されている。下院では、議員数が多いため、議事運営委員会が通常、討論を制限する。討論が終了すると、議員は、投票により、法案を可決するか、否決するか、棚上げする(保留により事実上の廃案にする)か、または委員会に差し戻す。一方の議院で可決された法案は、もう一方の議院に送られ、審議される。そこで法案が修正された場合には、各院の議員から成る両院協議会が、その差異の調整を試みる。

両院を通過した法案は、大統領に送付される。憲法の規定により、法案が法律として成立するためには、大統領の承認を得なければならないからである。大統領は、法案に署名してこれを法として成立させるか、または法案を拒否することができる。大統領が拒否した法案を法として成立させるためには、両議院が3分の2の表決によって、それを再承認しなければならない。

また大統領は、法案への署名も拒否権の発動も、ともに拒否できる。その場合、法案が大統領に送付されてから10日後(日曜日は除く)に、この法案は大統領の署名なしで法律として成立する。この規則の唯一の例外は、大統領に法案を送付した後、上記の10日間の期間が終了する前に、連邦議会が休会した場合である。その場合、大統領が処置を取らないことによって、法案は無効となる。これを「握りつぶし拒否権(pocket veto)」という。

## 連邦議会の調査権

連邦議会の機能のうち、立法以外で最も重要なもののひとつが、議会による調査権である。この権限は通常、常任委員会、特別な目的のために設置された特別委員会、両院の議員から成る合同委員会のうち、どれかに委任される。調査の目的は、将来の立法の必要性に関する情報収集、すでに採択された法律の有効性の検証、立法府以外の政府の部門の職員や幹部の資格や実績の調査、そして、まれに、弾劾手続きの下準備などである。委員会は、調査公聴会の実施や詳細な調査報告書の作成のために、外部の専門家の協力を頻繁に要請する。

こうした調査権には、必然的に重要な結果が伴う。そのひとつは、調査とその結果を公表する権限である。委員会の公聴会は、ほとんどが一般公開され、マスコミにより広く報道される。従って、議会による調査は立法者にとって、市民に情報を与え、国家的な課題について一般市民の関心を高めるための、重要な手段のひとつとなる。また、議会の委員会は、証言をしたがらない証人に証言を強制する権限や、証言を拒否する証人には議会侮辱罪で、また偽証をした証人には偽証罪で、出頭を命じる権限を有する。

## 連邦議会の非公式の慣行

ヨーロッパの議会制度とは対照的に、米国の連邦議会議員の選出と行動は、中央の政党の党紀とはほとんど関係がない。共和党にせよ民主党にせよ、米国の主要政党はどちらも、地方および州の組織の連合であり、4年ごとの大統領選挙期間中、全国政党として団結する。従って、連邦議会の議員がその地位を得ているのは、全国政党の指導者や仲間の議員のおかげではなく、それぞれの地元の、あるいは州の有権者のおかげである。その結果、立法の際の上下両院議員の行動は、有権者の多様性と、忠実な支持層を個人的に築いてきたことによる自由とを反映して、個人主義的かつ独自性の強いものとなる傾向がある。

このように連邦議会は、階層的な組織ではなく、合議的な組織である。企業のように権力が上から下へ流れるのではなく、事実上あらゆる方向へ権力が流れる。賞罰の権限がほとんどないため、中央の権威は最低限しか存在しない。議会の方針は、争点ごとに立場を変える議員たちの合従連衡で決められる。ホワイトハウスからの圧力や、重要な経済団体あるいは民族団体からの圧力など、いくつかの圧力が対立する場合には、影響力の大きい部門との関係を悪化させないために、議院が手続き規則を利用して決断を遅らせることもある。関連する委員会が十分に公聴会を開催しなかったという理由で、審議を遅らせることもできる。また、議会が審議を行う前に、特定の機関に詳しい報告書の作成を指示することもできる。さらに、いずれの議院においても、議案を棚上げし、その中身に判断を下すことなく、事実上廃案とすることができる。

連邦議会には、非公式あるいは暗黙の行動規律があり、それが特定の議員の任務や影響力を決定する。立法の任務に専念する「インサイダー」議員の方が、国家的問題について発言して認知度を高める「アウトサイダー」議員より、議会では大きい権限を持つことがある。議員は、同僚議員には礼儀正しく接し、相手の政策がいかに受け入れ難いものであっても、個人的な攻撃は避けなければならない。また議員は、あらゆる立法課題について専門知識があると主張するよりも、いくつかの政策分野を専門に扱うことが期待される。このような非公式の規則に従う議員の方が、有力な委員会や少なくとも有権者の大部分の利害に影響を及ぼす委員会の委員に、任命される可能性が高い。

## 委員会制度

合衆国憲法は、議会による委員会設置を具体的に定めてはいない。しかし、国家の成長とともに、審議中の法案について、より徹底的な調査を行う必要性が高まってきた。委員会制度は1789年に始まった。下院の議員たちが、新たな法案を巡る果てしない議論に行き詰ったため、この制度が導入された。当初の各委員会が扱った課題は、独立戦争の損害賠償請求、郵便道路や区域、対外貿易などであった。その後、政治、社会、経済の変化に対応して各種の委員会が設置され、解散されてきた。例えば、独立戦争損害賠償委員会の必要性は、もはや全くなかったが、その代わりに、上下両院には復員軍人委員会が設置されている。

第106議会(1999～2000年)では、下院に19、上院に17の常任委員会があったほか、両院の議員を委員とする合同常任委員会が4つあった。それは連邦議会図書館、印刷、課税、経済の各委員会である。このほかに各議院は、特定の問題を調査するための特別委員会を指定することができる。また、作業量の増加に伴い、合計約150の小委員会が、常任委員会から派生している。

では、これらの委員会は実際に何をするのか。議会に提出される各法案について、しかるべき委員会  
が、提案の内容を徹底的に調査する責任を持つ。通常、委員会は、専門家の証言を得るための公聴会を開催する。これらの専門家は、当該委員会に加わっていない連邦議員、行政の職員、民間部門の組織

代表、そして一般市民などである。

委員会は、あらゆる事実が集められた後、その法案を支持する報告書を提出するか、それとも修正付きの可決を勧告するかを決める。また、法案を棚上げし、事実上検討を打ち切る場合もある。委員会から法案が本会議に送られ、下院または上院の本会議でそれぞれ可決された場合は、別の委員会が、下院と上院の法案の差異を調整する活動を始める。この委員会は両院の議員から成り、「両院協議会」と呼ばれる。両院協議会は、全員が満足するような形の法案を完成させ、この法案が各院の本会議に送られ、最終的な審議・投票が行われる。通過した法案は、大統領に、署名のため送付される。

## 連邦議会の常任委員会

### 下院

農業委員会  
歳出委員会  
軍事委員会  
銀行・金融サービス委員会  
予算委員会  
商業委員会  
教育・労働委員会  
政治改革・監視委員会  
下院管理委員会  
国際関係委員会  
司法委員会  
資源委員会  
議事運営委員会  
科学委員会  
中小企業委員会  
倫理委員会  
運輸・インフラ委員会  
復員軍人委員会  
歳入委員会

### 上院

農林委員会  
歳出委員会  
軍事委員会  
銀行委員会  
予算委員会  
商業・科学・運輸委員会  
エネルギー・天然資源委員会  
環境・公共事業委員会  
財政委員会  
外交委員会  
政府活動委員会  
衛生・教育・労働・年金委員会  
インディアン問題委員会  
司法委員会  
議事運営委員会  
中小企業委員会  
復員軍人委員会

## 連邦議会の監督権

辞書によると、「監督」の定義は「注意深く監視すること」である。「監督」は、連邦議会が行政府に影響を及ぼすための最も効果的な手法のひとつとなっている。議会による監督は、浪費や不正行為を防止し、市民の自由と個人の権利を保護し、行政による法の順守を確保し、立法および市民教育のための情報を収集し、行政の実績を評価する。この監督は、内閣を構成する行政各省、各種行政機関、規制委員会、そして大統領職に対して適用される。

議会による監督には、以下のようなさまざまな形態がある。

— 委員会による調査と公聴会

— 大統領との公式協議と、大統領からの報告 — 大統領による任命、ないしは条約に関する上院の助言と同意 — 下院による弾劾手続きと、その後の上院による審理 — 大統領が執務不能となった場合、または副大統領職が欠員となった場合に、修正第25条に基づき行われる、上院と下院による手続き

— 連邦議員と行政府高官との非公式の会合

— 政府委員会への議員の参加

— 議会の委員会や、議会予算局、会計検査院(\*)、および技術評価局などの議会が持つあらゆる部門による調査

(\* 訳者注: 2004年会計検査院は政府説明責任局—Government Accountability Office—に組織替えされた)

議会の監督権は、行政官を更迭したり、政策を変えさせたり、行政府に対する新たな法的規制を提供したりすることに貢献してきた。例えば、1949年には、上院の特別調査小委員会が詳しい調査を行い、トルーマン政権の高官たちの間の汚職が明らかになった。その結果、一部の機関が再編成され、政府の汚職を調査するためのホワイトハウス特別委員会が結成された。

1960年代末には、上院外交委員会の公聴会のテレビ中継が、ベトナム戦争反対派の動員に貢献した。1973年には、議会がウォーターゲート事件を調査し、その結果、ホワイトハウスの高官たちが、政治目的のためにその地位を違法に利用したことが暴露された。そして翌年には、下院司法委員会がリチャード・ニクソン大統領に対する弾劾手続きを開始し、大統領を辞任に追い込んだ。また、1975年と76年に行われた特別委員会による調査で、情報機関による重大な不正行為が明らかになり、これが、特定の情報活動を抑制する新たな立法につながった。

1983年には、米国税関庁と移民帰化局の国境検問活動を統合する提案を議会が調査した結果、行政官が新たな立法なしにそのような変更を実施することに対する疑問が提起された。1987年には、当時の政権がイランに武器をひそかに売却し、その利益を、「コントラ」という名で知られるニカラグアの反政府軍の支援に流用するという違法行為を行っていたことが、議会の監視活動で明らかにされた。こうした議会の活動の結果、同様の行為を防止する法案が提出された。v

1996年と97年には、超党派の議会委員会の調査と、その後の上院公聴会によって、所得税の徴収を行う連邦機関である内国歳入庁(IRS)の職権乱用と管理不行き届きが明らかになった。上院財政委員会で、IRSの職員は、未納の税金を徴収するよう極めて大きな圧力がかかったために、納税者が嫌がらせを受けることもあった、と証言した。また税金未納の疑いで、IRSから誤った告発を受け、執拗に追いまわされたという一般市民の証言もあった。1998年に議会は、IRS改革法案を可決した。これによって、独立した監視委員会が設置され、また、税金を巡る紛争で、立証責任を納税者からIRSに移行させるなど、納税者に対する保護が拡大された。

連邦議会の監督権は、大統領職を監視し公共政策を管理する重要な抑制機能であることが、これまでに何度も証明されている。

[Home](#) | [U.S. Citizen Services](#) | [Visas](#) | [Policy Issues](#) | [State Department](#) |  
[Contact Us](#)  
[Privacy](#) | [Webmaster](#)





EMBASSY OF THE UNITED STATES IN JAPAN

## About the USA

U.S. DEPARTMENT of STATE



- [ホーム](#)
- [今月の話題](#)
- [参考資料日本語訳](#)
- [FAQs](#)
- [クイック・レファレンス](#)
- [大使館 / レファレンス資料室](#)
  - [大使館](#)
  - [レファレンス資料室](#)
- [このサイトに関して](#)
- [サイトマップ](#)

- [English](#)

- ▶ [米国のプロフィール](#)
- ▶ [アメリカ合衆国のポートレート](#)
- ▶ [数字で見る米国](#)
- ▶ [米国50州](#)
- ▶ [歴史](#)
- ▶ [歴史と民主主義の基本文書](#)
- ▶ [歴史の中の今日](#)
- ▶ [国歌・国旗・国璽・祝祭日](#)
- ▶ [日米関係](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [安全保障関係](#)
- ▶ [経済関係](#)
- ▶ [文化交流関係](#)
- ▶ [日米関係機関](#)
- ▶ [年表](#)
- ▶ [大使のスピーチ・寄稿](#)
- ▶ [大使と首席公使のリスト](#)
- ▶ [米国政府・政治](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [政府判事の経歴](#)
- ▶ [政党](#)
- ▶ [選挙](#)
- ▶ [行政府](#)
- ▶ [立法府](#)
- ▶ [司法府](#)
- ▶ [州・地方自治体](#)

- ▶ [シンク・タンク](#)
- ▶ [大統領の外国訪問記録](#)
- ▶ [法律と条約](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [立法過程](#)
- ▶ [主要な法律](#)
- ▶ [州法](#)
- ▶ [主要な国際法・協定](#)
- ▶ [米国社会](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [多様性と移民](#)
- ▶ [公民権](#)
- ▶ [家庭生活](#)
- ▶ [宗教](#)
- ▶ [社会福祉](#)
- ▶ [犯罪・司法](#)
- ▶ [スポーツ](#)
- ▶ [ビジネス・貿易](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [農業](#)
- ▶ [国勢](#)
- ▶ [ビジネス](#)
- ▶ [Eコマース](#)
- ▶ [経済援助](#)
- ▶ [経済政策](#)
- ▶ [労働問題](#)
- ▶ [貨幣と銀行](#)
- ▶ [経済統計](#)
- ▶ [貿易・投資](#)
- ▶ [教育](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [米国留学](#)
- ▶ [大学進学のための情報](#)
- ▶ [教育制度](#)
- ▶ [教育政策と現状](#)
- ▶ [メディア](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [報道の自由](#)
- ▶ [報道倫理](#)
- ▶ [ジャーナリスト](#)
- ▶ [新聞](#)
- ▶ [雑誌](#)
- ▶ [ラジオ](#)
- ▶ [テレビ](#)
- ▶ [米政府関係のニュース](#)
- ▶ [芸術と文化](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [音楽](#)
- ▶ [映画](#)
- ▶ [演劇](#)
- ▶ [ダンス](#)

- ▶ [フォークアート](#)
- ▶ [文化史](#)
- ▶ [文学](#)
- ▶ [建築](#)
- ▶ [視覚芸術](#)
- ▶ [環境・科学・技術](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [環境](#)
- ▶ [エネルギー問題](#)
- ▶ [情報技術](#)
- ▶ [医学と健康](#)
- ▶ [核科学](#)
- ▶ [宇宙研究](#)
- ▶ [旅行・米国地理](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [観光とイベント](#)
- ▶ [旅行便利情報](#)
- ▶ [旅行雑誌](#)
- ▶ [ホテル・旅行社](#)

米国政府の概要 - 第5章

司法府 — 憲法の解釈

[Go to English](#)

「司法は、憲法の下に定められたわれわれの自由と財産の保護手段である・・・」

— チャールズ・エバンズ・ヒューズ、連邦最高裁判所長官、1907年ニューヨーク州エルメイラでの演説

連邦政府の第3の部門である司法府は、連邦最高裁判所を頂点として、米国内に広がる裁判所組織によって構成されている。

憲法の起草以前は、州ごとの裁判所組織が存在していた。連邦の裁判所組織が必要かどうか、また連邦裁判所が州裁判所に取って代わるべきかどうか、という点が、憲法制定会議の代議員の間で大きな論争となった。他の争点と同様、彼らは、州裁判所が管轄権を維持すると同時に、憲法によって連邦裁判所に制限的な権限を付与するという形で妥協点を見出した。憲法第3条は、連邦裁判所組織の基本を以下のように定めている。「合衆国の司法権は、ひとつの最高裁判所と、連邦議会が随時制定し、設置する下級裁判所に帰属する」

連邦裁判所組織

この指針に従い、第1回連邦議会では、米国全土を司法管轄区に分割し、各管轄区に連邦裁判所を設置した。連邦裁判所の組織はこうして始まり、変化を経て、現在最高裁判所、13の控訴裁判所、94の地方裁判所、ならびに2つの特別司法裁判所で構成されている。現在でも連邦議会は、連邦司法制度の判事の定数の決定権限とともに、連邦裁判所の設置および廃止の権限を持っている。しかし、最高裁判所を廃止することはできない。

司法管轄権は、憲法の下で発生する事件、連邦議会の制定法、あるいは合衆国が締結する条約、在米外国大使、公使と領事がかかわる事件、合衆国が当事者の一方である訴訟、州(またはその州民)と他の国家(またはその国民)の間の訴訟、破産事件に及ぶ。修正第11条では、1州の市民が原告で他州の政府が被告である事件を、連邦司法管轄権から削除している。ただし、州政府が原告となり、他州の市民が被告となる事件については、連邦司法管轄権からの削除対象にしていない。

連邦裁判所の権限は、損害賠償や他の補償に関する民事訴訟と、連邦法の下に発生する刑事訴訟の、双方に及んでいる。憲法第3条によって、州裁判所と連邦裁判所の一連の関係は、複雑なものとなった。連邦裁判所は、各州の法の下で発生した事件については審理を行わないのが普通である。しかし、連邦裁判所が司法管轄権を有する一部の事件については、州裁判所で審理され、判決が下される場合がある。すなわち、連邦裁判所制度と州の裁判所制度には、専属的管轄権を有する分野と、共同管轄権を有する分野の双方がある。

合衆国憲法は、連邦裁判所判事が「善行を保持する限り」、すなわち、事実上、死亡、引退、あるいは辞任まで、その職を保つことを規定し、司法権の独立性を保護している。ただし、在職中に違法行為を行った判事は、大統領または他の連邦政府高官の場合と同様の方法で、弾劾を受ける可能性がある。連邦裁判所判事は、大統領によって指名され、上院議会が承認する。連邦議会はまた、判事の報酬水準の決定も行う。

## 最高裁判所

最高裁判所は、合衆国における最高位の法廷であり、合衆国憲法によって特に設置された、唯一の裁判所である。最高裁判所の判決は、他のいかなる裁判所にも上訴することはできない。最高裁判所判事の定数を決定する権限は、連邦議会が持つ。また議会は、同裁判所が管轄する事件の種類についても、適宜決定する権限を持つ。しかし、憲法が最高裁判所判所に付与した権限を、議会が変更することはできない。

判事の資格については、憲法は言及していない。判事の法律学習得の有無は条件とされていないが、実際には、すべての連邦裁判所判事および最高裁判所判事が法曹界の一員である。

約200年前の最高裁判所創設以来、歴代最高裁判所判事は100人強に及ぶ。創設当初の最高裁判所は、長官1人と判事5人で構成されていた。その後80年間、判事の数に変更を重ね、1869年、長官1人、判事8人という数で落ちついた。最高裁判所長官は裁判所の責任者だが、判決の際は、他の判事と同様、議決権は1票だけである。

最高裁判所が第一審管轄権を有する事件は、外国政府高官が関わる事件と、州が当時者となる事件の、2種類のみである。他の事件については、すべて下位の裁判所からの上訴審となる。

年間に提出される数千に上る事件の中で、最高裁判所が審理を行うのは、通常およそ150件に過ぎない。これらの大半は、法律の解釈、ないしは法律の可決に伴う議会の意図の解釈に関する事件である。しかし、最高裁判所の責務のかなりの部分を占めるのは、制定法あるいは行政法の合憲性について判断を下すことである。こうした違憲立法審査権は、憲法で明文化されたものではなく、憲法の解釈によって裁判所が示した原則であり、1803年の有名な「マーベリー対マディソン事件」の判決によって明確に示されている。同事件の判決で最高裁判所は、「憲法に反する制定法は、法ではない」との判断を下し、さらに、「何が法であるかの判断は、断固として司法院の分野であり、責務である」と述べた。そしてこの原則は拡大され、州政府および地方政府の活動に対しても適用されている。

最高裁判所判決は、全員一致である必要はなく、法的な定足数である最低6人の判事が判決に参加することを条件とした、単純な過半数制をとっている。議決が全員一致ではない場合、通常、裁判所は多数意見と少数意見、つまり反対意見の両方を提示する。双方の意見はともに、その後の裁判所による判決の根拠になる。また、判決には同意するが、結論に至る理由が多数派と異なる場合には、別に同意意見を記す判事の例も、少なくない。

## 控訴裁判所と地方裁判所

連邦裁判制度で、最高裁判所に続いて上位に位置するのは、控訴裁判所である。同裁判所は、事件の処理を円滑にし、最高裁判所の負担を軽減するため、1891年に設置された。連邦議会は、国内12地区に巡回控訴裁判所を置き、加えてひとつの連邦巡回控訴裁判所を設置した。各控訴裁判所の判事の数、

裁判所によって6人から28人までと大きな開きがあるが、大半の巡回区では、10人から15人の判事を擁している。

控訴裁判所は、巡回区内の地方裁判所（連邦管轄権では第一審裁判所）が下した判決の再審を行う。さらには、独立規制機関の命令に関し、機関内部の審査機能をすべて使い果たし、それでもなお法的問題について大きな意見の相違が残る場合には、それを審査する権限を付与されている。また、連邦巡回控訴裁判所は、米国全土を対象として、特許法に関する事件や、特別司法裁判所である国際通商裁判所ならびに連邦請求裁判所が判決を下した事件など、特定分野の控訴を審理する司法管轄権を有している。

控訴裁判所の下位に位置するのが連邦地方裁判所である。米国50州と準州を94の司法管轄区に分割し、訴訟当事者が裁判を地元で受けられるようにしている。各地方裁判所には最低2人、多くの裁判所では数人の判事がおり、人口の最も多い管轄区には24人余の判事がいる。審理の件数に応じ、別の管轄区の判事が一時的に他の管轄区で審理を行う場合もある。連邦議会は、人口、面積、および仕事量に基づいて管轄区の範囲を定めている。小さい州では、州自体がひとつの管轄区を構成する場合もあり、他方、ニューヨーク、カリフォルニア、テキサスといった大きな州では、州内に4つの管轄区がある。

コロンビア特別区を除き、連邦地方裁判所判事は当該裁判所の管轄区内に居住することが義務付けられており、判事の任期は終身制である。地方裁判所は、管轄区内の異なる都市で、定期的の開廷される。

地方裁判所で審理される争訟は、郵便の悪用、連邦財産の窃盗、および純正食品法や銀行法、偽造防止法の違反など、連邦法違反が含まれる。地方裁判所は、大陪審が刑事被告人を起訴し陪審員が判決を下す、唯一の連邦裁判所である。

各司法管轄区には、連邦破産裁判所がある。これは、破産事件は、州裁判所ではなく連邦裁判所で扱うべきだ、とする議会の決定による。破産手続きでは、債権者への支払い能力のない個人もしくは企業が、資産の清算を裁判所の監督下で行うか、財務体制を立て直して負債の返済計画を策定するか、いずれかの手段を講ずることになる。

## 特別裁判所

一般管轄権を有する連邦裁判所に加え、状況に応じて特定の目的を持つ裁判所が必要とされることがある。こうした裁判所は、議会の決定によって設置されることから、「議会設立」裁判所と呼ばれている。特別裁判所の判事は、他の連邦裁判所の判事と同様、終身制であり、大統領が任命し上院が承認する。

現在、特定の種類の訴訟に関して、米国全土に管轄権を有する特別審理裁判所には、次の2つがある。国際通商裁判所は、貿易および関税に関する事件を扱う。連邦請求裁判所は、連邦政府に対する金銭的損害賠償請求訴訟の大半と、連邦政府が締結した契約を巡る係争、連邦政府による個人資産の不法な「接收」、および連邦政府に対するその他の様々な請求権に関し、司法管轄権を有する。

[Home](#) | [U.S. Citizen Services](#) | [Visas](#) | [Policy Issues](#) | [State Department](#) |  
[Contact Us](#)  
[Privacy](#) | [Webmaster](#)

EMBASSY OF THE UNITED STATES



EMBASSY OF THE UNITED STATES IN JAPAN

## About the USA

U.S. DEPARTMENT of STATE



- [ホーム](#)
- [今月の話題](#)
- [参考資料日本語訳](#)
- [FAQs](#)
- [クイック・レファレンス](#)
- [大使館 / レファレンス資料室](#)
  - [大使館](#)
  - [レファレンス資料室](#)
- [このサイトに関して](#)
- [サイトマップ](#)

- [English](#)

- ▶ [米国のプロフィール](#)
- ▶ [アメリカ合衆国のポートレート](#)
- ▶ [数字で見る米国](#)
- ▶ [米国50州](#)
- ▶ [歴史](#)
- ▶ [歴史と民主主義の基本文書](#)
- ▶ [歴史の中の今日](#)
- ▶ [国歌・国旗・国璽・祝祭日](#)
- ▶ [日米関係](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [安全保障関係](#)
- ▶ [経済関係](#)
- ▶ [文化交流関係](#)
- ▶ [日米関係機関](#)
- ▶ [年表](#)
- ▶ [大使のスピーチ・寄稿](#)
- ▶ [大使と首席公使のリスト](#)
- ▶ [米国政府・政治](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [政府判事の経歴](#)
- ▶ [政党](#)
- ▶ [選挙](#)
- ▶ [行政府](#)
- ▶ [立法府](#)
- ▶ [司法府](#)
- ▶ [州・地方自治体](#)

- ▶ [シンク・タンク](#)
- ▶ [大統領の外国訪問記録](#)
- ▶ [法律と条約](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [立法過程](#)
- ▶ [主要な法律](#)
- ▶ [州法](#)
- ▶ [主要な国際法・協定](#)
- ▶ [米国社会](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [多様性と移民](#)
- ▶ [公民権](#)
- ▶ [家庭生活](#)
- ▶ [宗教](#)
- ▶ [社会福祉](#)
- ▶ [犯罪・司法](#)
- ▶ [スポーツ](#)
- ▶ [ビジネス・貿易](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [農業](#)
- ▶ [国勢](#)
- ▶ [ビジネス](#)
- ▶ [Eコマース](#)
- ▶ [経済援助](#)
- ▶ [経済政策](#)
- ▶ [労働問題](#)
- ▶ [貨幣と銀行](#)
- ▶ [経済統計](#)
- ▶ [貿易・投資](#)
- ▶ [教育](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [米国留学](#)
- ▶ [大学進学のための情報](#)
- ▶ [教育制度](#)
- ▶ [教育政策と現状](#)
- ▶ [メディア](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [報道の自由](#)
- ▶ [報道倫理](#)
- ▶ [ジャーナリスト](#)
- ▶ [新聞](#)
- ▶ [雑誌](#)
- ▶ [ラジオ](#)
- ▶ [テレビ](#)
- ▶ [米政府関係のニュース](#)
- ▶ [芸術と文化](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [音楽](#)
- ▶ [映画](#)
- ▶ [演劇](#)
- ▶ [ダンス](#)

- ▶ [フォークアート](#)
- ▶ [文化史](#)
- ▶ [文学](#)
- ▶ [建築](#)
- ▶ [視覚芸術](#)
- ▶ [環境・科学・技術](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [環境](#)
- ▶ [エネルギー問題](#)
- ▶ [情報技術](#)
- ▶ [医学と健康](#)
- ▶ [核科学](#)
- ▶ [宇宙研究](#)
- ▶ [旅行・米国地理](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [観光とイベント](#)
- ▶ [旅行便利情報](#)
- ▶ [旅行雑誌](#)
- ▶ [ホテル・旅行社](#)

米国政府の概要 - 第6章

連邦最高裁判所による画期的判決

[Go to English](#)

「裁判所は、経験により得た教訓と、より良い論理の力に敬意を払い、自然科学に大きな実りをもたらす試行錯誤の過程が、司法の機能にもあてはまることを認識する」

— ルイス・D・ブランダイス連邦最高裁判所判事、1932年「バーネット対コロナド石油ガス会社事件」

1790年の第1回召集以来、連邦最高裁判所は、政府の権限から、公民権、報道の自由に至るまで、あらゆる問題で数千に及ぶ判決を下してきた。こうした判決の多くは、一般市民にほとんど知られることがなく、またその関心を引くものではない。しかし、一部の判決は、米国の歴史に影響を与えたとして、傑出している。最も重要な事例のいくつかについて、以下、その概要を示す。

マーベリー対マディソン事件（1803年）

連邦最高裁判所の歴史上、最も重要な判決としてしばしば取り上げられる「マーベリー対マディソン事件」は、違憲立法審査権の原則と、制定法と行政法の違憲性について裁判所が判断を下す権限を確立するものだった。

この事件は、民主共和党のトーマス・ジェファーソンがフェデラリストの現職大統領ジョン・アダムズを破った1800年の大統領選挙の後の政治論争に端を発する。アダムズ政権末期、連邦党が過半数を占める連邦議会は、コロンビア特別区の治安判事42人を含む多数の司法ポストを新設した。上院が指名を承認し、大統領が書類に署名をした後、任命書に封印して交付するのは、国務長官の責任だった。政権末期の慌ただしい最中に、退任が決まっている国務長官は、4人の治安判事に対する任命書の交付を仕損なった。交付されなかった1人がウィリアム・マーベリーだった。

ジェファーソン大統領による新政権の国務長官となったジェームズ・マディソンは、任命書の交付を拒否した。その理由は、連邦党が司法部門にその党員を配して勢力を固めようとしたことに、新政権が怒っていたからだ。マーベリーは、最高裁判所に対し、マディソン長官に任命書の交付を命ずるよう訴えを起こした。

たとえ最高裁判所がマーベリーの主張を認めたとしても、マディソン長官が任命書の交付を拒否し続ける可能性があった。これに対し最高裁判所は命令を行使することはできない。一方、最高裁判所がマーベリーの主張を退ければ、法的にマーベリーは公職に就任する権利を認められているのに、ジェファーソン派に就任の妨害を許すことになって、司法権限を同派に明け渡す危険を犯すことになりかねない。そこでジョン・マーシャル最高裁判所長官は、最高裁判所にはこの事件の判決を下す権限がないと裁定して、このジレンマを解決した。マーシャルは、最高裁判所にこの種の判決を下す権限を認めた裁判所法第13節は、違憲である、なぜなら同節は最高裁判所の第一審管轄権を、憲法によって定められた司法権の枠から拡大してしまったものだからだ—と判断を下したのである。この事件の判断は行わないという裁決により、最高裁判所は法の最終的裁決機関としての立場を確保したのである。

#### ギボンズ対オグデン事件(1824年)

連合規約の下、米国で最初に成立した政府は、州際通商を初めとする、新たな国家の経済に対する規制権限が不十分だったことが一因となって、弱体だった。憲法は、連邦議会に「複数の州にまたがる…商業を規制する」権限を付与したものの、この権限には、経済分野を自州内で管理し続けたいと望む州から、頻繁に異論が出された。

1800年代初頭に、ニューヨーク州は、同州とニュージャージー州の間を航行する蒸気船の運行業者に対して、ニューヨーク州からの免許取得を義務付ける法律を可決した。アロン・オグデンはこの免許を取得していたが、トマス・ギボンズは取得していなかった。ギボンズがニューヨーク州の免許を取得しないまま張り合っていると知ったオグデンは、ギボンズの営業を停止すべく訴訟を起こした。

ギボンズは、1793年沿岸航行法に定められた、沿岸区域航行の連邦免許を持っていたが、ニューヨーク州裁判所は、ギボンズがニューヨーク州の免許を得ていないことから、違法航行を行っているというオグデンの主張を受け入れた。しかし、ギボンズが連邦最高裁判所に上訴すると、最高裁判所判事は、ニューヨーク州法は、通商を規制する連邦議会の権限を侵害するものであるとして、同法を違憲とした。最高裁判所は、「『規制する』という言葉は、本来、規制の対象となる事物に対する全面的な権限を意味するものである」とし、従って、「規制権限とは必然的に、同一の事物に対する同一の活動を実施する他のすべての行為を排除することである」と述べた。

#### ドレッド・スコット対サンドフォード事件(1857年)

ドレッド・スコットは奴隷だった。主人のジョン・エマソンに連れられて、奴隷制を認める州のひとつだったミズーリ州から、奴隷禁止州であるイリノイ州に出かけていった。数年後、スコットはエマソンに連れられてミズーリ州に戻った。スコットは、自由州に居住していたのだから、もはや自分は奴隷とは看做されないと考えていた。

1843年にエマソンが死亡し、その3年後、スコットはエマソンの未亡人を相手どって、自由を求める訴えを起こした。1850年に、スコットはミズーリ州裁判所で勝訴したが、1852年、州最高裁判所は、下級裁判所の判決を覆した。その間にエマソン夫人は再婚し、スコットは、法律上、彼女の兄弟であるジョン・サンフォード(裁判所の記録では、「Sanford」が「Sandford」と誤って記されている)の所有となった。スコットは、連邦裁判所に、自らの自由を求めて、今度はサンフォードを相手どって訴訟を起こした。連邦裁判所は1854年、スコットの訴えを退ける判決を下した。

この事件は、連邦最高裁判所に上訴された。裁判官は、自由州に住んだことがあるからといって、スコットが自由人になったわけではなく、またスコットは黒人なので、合衆国市民とは言えず、裁判所に訴訟を起こす資格を持たない、との判断を下した。この判決は、各方面から非難を浴びた。そして、そのことが1860年の大統領選挙で奴隷制反対派のエイブラハム・リンカーンの当選を招くとともに、1861年の南北戦争の勃発につながった。「ドレッド・スコット対サンドフォード事件」の判決は、1865年に奴隷制を廃止した合衆国憲法修正第13条と1868年に元奴隷への市民権を認めた同修正第14条によって、覆されることとなった。

#### 全国労働関係局(NLRB)対ジョーンズ・アンド・ラフリン鉄鋼会社事件(1937年)

「ギボンズ対オグデン事件」によって、州際通商の規制に関する連邦議会の優越性が確立されたが、「NLRB対ジョーンズ・アンド・ラフリン鉄鋼会社事件」は、連邦議会の権限を、通商の規制そのものから、州際通商を行う企業の商慣行に対する規制にまで拡大するものだった。

米国内最大の鉄鋼生産業者のひとつであったジョーンズ・アンド・ラフリン社は、組合活動に従事したという理由で、10人の従業員を解雇した。これは1935年の全国労働関係法に違反していた。同法は、様々な不当労働行為を禁止し、労働者の組合を組織する権利と団体交渉権を保護する法律だった。同社は、解雇した従業員の復職を求めたNLRBの命令に従うことを拒否した。連邦巡回控訴裁がNLRB命令の執行を退けたため、連邦最高裁判所が同件を再審理することになった。

この事件の焦点となったのは、州際通商に従事する企業の「地元」での業務、すなわちひとつの州内だけで行われる行為に対し、連邦議会は規制権限を持つのかどうか、ということだった。ジョーンズ・アンド・ラフリン社は、自社工場内の状況が州際通商に影響を及ぼすことはなく、従って連邦議会の規制権限の対象とはならない、と主張した。連邦最高裁判所はこれを否定し、次のような見解を述べた。「労働争議によるこれらの（製造）業務の停止は、州際通商に重大な影響を及ぼすものであり...従業員が労働組合を結成し、団体交渉のため自ら選んだ代表者を持つ権利を認めることが、しばしば労使関係の平和のための必須条件となることを示す事例が、過去に数多く見られる」 こうして最高裁判所が全国労働関係法の合憲性を支持することによって、組織労働者に勝利をもたらすとともに、連邦政府による、より広範な商業規制の下地を作ったのである。

#### ブラウン対教育委員会事件(1954年)

この歴史的な判決が出される前、多くの州とコロンビア特別区は、施設の設備が同等である限りは人種隔離を認めるとした1896年の「プレッシー対ファーガソン事件」の最高裁判所判決を根拠として、人種分離方針の教育を行っていた。1951年、カンザス州トピーカ市のオリバー・ブラウンは、自分の8歳の娘のために市教育委員会を訴え、この「分離すれども平等」の原則に異議を申し立てた。ブラウンは、自宅から21ブロック離れた黒人学校ではなく、5ブロックのところにある白人学校に、娘を通わせたいと望んだ。しかし連邦裁判所は、この2つの学校がおおむね同等であると判断し、ブラウンの訴えを退けた。

一方、サウスカロライナ、バージニア、デラウェアの各州でも、黒人の子供たちの親が同様の訴訟を起こした。デラウェア州裁判所は、施設の面で黒人学校が白人学校に劣るとして、黒人の子供たちを白人学校に転校させるよう命じたが、学校側は最高裁判所に上訴した。

最高裁判所は、これらすべての訴訟をまとめて審理した。黒人側の訴訟当事者が提出した訴訟事件摘要書には、心理学者と社会学者から出されたデータや証言が記されており、そこには、人種隔離が黒人の子供たちに有害だと考える根拠が説明されていた。1954年、最高裁判所は全員一致で、「教育の場には、『分離すれども平等』という原則が入る余地はない...」との見解に達し、公立学校における人種隔離は、黒人の子供たちに対し「修正第14条で保障された法の下での平等な保護」を拒否するものだと判決を下した。

#### ギデオン対ウェインライト事件(1963年)

#### ミランダ対アリゾナ州事件(1966年)

1960年代に下された連邦最高裁判所によるこの2つの判決は、犯罪を犯したとして起訴された者の権利を支持したものである。

クラレンス・アール・ギデオンは、1961年、フロリダ州のビリヤード場に強盗に入った罪で逮捕された。ギデオンが弁護のために国選弁護人を要求したのに対し、裁判官は、人を死亡させた事件あるいは死刑に相当する事件といった重大事件に限り、州法は国選弁護人の指名を義務付けているとして、ギデオンの嘆願を退けた。ギデオンは自ら弁護を行ったものの、有罪となった。刑務所にいる間、彼は図書館で長時間にわたって法律書を学び、連邦最高裁判所に対し、自らの案件の審理を求める手書きの嘆願書を作成した。最高裁判所は、ギデオンが公正な裁判を受ける権利を拒否されたとの判断を下した。最高裁判所は、

犯罪で起訴された者が自ら弁護人を雇うことができない場合には、すべての州が弁護人を提供しなければならないと述べた。その後ギデオンは、弁護人の助けを得て再審理を受け、無罪となった。

そのわずか3年後、連邦最高裁判所は、裁判に至る前のずっと早い時点で、被疑者は弁護人を得る権利を持つべきだとの判決を下した。誘拐罪、強姦罪に問われたアーネスト・ミランダは、アリゾナ州裁判所で有罪判決を受けた。この有罪判決は、ミランダが、弁護人を同席させる権利があることを知らされないまま、2時間にわたる尋問の末に行った自白を根拠として下されたものだった。連邦最高裁判所は判決の中で、警察に対し、現在「ミランダ警告」として知られる告知を逮捕時にすることを義務付けた。つまり、被疑者には黙秘権があること、すべての自白が不利な証拠として用いられる可能性があること、尋問の場に弁護人を同席させられること、そして金銭的に余裕がない場合でも、弁護人をつけてもらえることを、被疑者に知らせなくてはならないのである。

「ミランダ対アリゾナ州事件」は、このミランダ警告がアメリカ映画やテレビ番組によく登場することから、連邦最高裁判所の判決の中で、最も有名な判決のひとつとされている。しかし1999年、銀行強盗として有罪判決を受けた被告人が、被疑者として持つ権利の告知を正当に受けていなかったと訴えた「ディカーソン対合衆国事件」で、連邦控訴裁判所はミランダ判決の効力を否定する判断を下した。その後、2000年6月に、連邦最高裁判所は、ディカーソン判決を7対2の裁定で退けた。この結果、ミランダ判決の有効性が改めて強力に再確認されることになった。

#### ニューヨーク・タイムズ社対サリバン事件(1964年)

合衆国憲法修正第1条は、報道の自由を保障している。しかし、連邦最高裁判所は長年にわたり、虚偽の情報を公表して個人の名譽を傷つけたとする名譽毀損訴訟からマスコミを守るために、この修正第1条の適用を拒否してきた。「ニューヨーク・タイムズ社対サリバン事件」で連邦最高裁判所は、公人の場合、報道された情報が虚偽であるという理由だけでは名譽毀損訴訟は成立しない、との判決を下し、米国の名譽毀損法を根本から変えることとなった。最高裁判所はさらに、報道記者や編集者が「現実の悪意」をもって行動し、「それが虚偽かどうか、まったく意に介さずに」情報を報道したということも、原告側が証明しなければならない、と裁定した。

この事件は、1960年、アラバマ州で逮捕された公民権運動のリーダー、マーチン・ルーサー・キング Jr.の法廷弁護のための資金を募るために、南部キリスト教指導者会議(SCLC)がニューヨーク・タイムズ紙に掲載した全面広告に端を発している。アラバマ州モンゴメリー市警を統括する市政委員を務めていたL・B・サリバンは、この広告が市警の行為について虚偽を述べており、ひいては自分の名譽を毀損したとして、訴えを起こした。この訴訟は、広告を掲載した4人の聖職者と、広告内容の正確さのチェックを怠ったニューヨーク・タイムズ紙を訴えたものだった。

広告の内容には、確かにいくつかの不正確な情報が含まれていたため、陪審はサリバンに50万ドルの損害賠償を認めた。これに対し、ニューヨーク・タイムズと公民権運動の指導者たちが、この判決を連邦最高裁判所に上訴したところ、最高裁判所は全員一致で、その訴えを認めた。最高裁判所の判断は、名譽毀損に関わる法は「公務員の公務に関する行為を批判した表現に対して制裁を加えるため」に用いられてはならず、批判した者に対してその言明が正確かどうかを証明せよと要求することは、自己検閲につながることになる、というものだった。ニューヨーク・タイムズかまたは聖職者が、悪意を持って広告を掲載したという証拠を、最高裁判所は見出せなかった、というのである。

[Home](#) | [U.S. Citizen Services](#) | [Visas](#) | [Policy Issues](#) | [State Department](#) |  
[Contact Us](#)  
[Privacy](#) | [Webmaster](#)

EMBASSY OF THE UNITED STATES



EMBASSY OF THE UNITED STATES IN JAPAN

## About the USA

U.S. DEPARTMENT of STATE



- [ホーム](#)
- [今月の話題](#)
- [参考資料日本語訳](#)
- [FAQs](#)
- [クイック・レファレンス](#)
- [大使館 / レファレンス資料室](#)
  - [大使館](#)
  - [レファレンス資料室](#)
- [このサイトに関して](#)
- [サイトマップ](#)

- [English](#)

- ▶ [米国のプロフィール](#)
- ▶ [アメリカ合衆国のポートレート](#)
- ▶ [数字で見る米国](#)
- ▶ [米国50州](#)
- ▶ [歴史](#)
- ▶ [歴史と民主主義の基本文書](#)
- ▶ [歴史の中の今日](#)
- ▶ [国歌・国旗・国璽・祝祭日](#)
- ▶ [日米関係](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [安全保障関係](#)
- ▶ [経済関係](#)
- ▶ [文化交流関係](#)
- ▶ [日米関係機関](#)
- ▶ [年表](#)
- ▶ [大使のスピーチ・寄稿](#)
- ▶ [大使と首席公使のリスト](#)
- ▶ [米国政府・政治](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [政府判事の経歴](#)
- ▶ [政党](#)
- ▶ [選挙](#)
- ▶ [行政府](#)
- ▶ [立法府](#)
- ▶ [司法府](#)
- ▶ [州・地方自治体](#)

- ▶ [シンク・タンク](#)
- ▶ [大統領の外国訪問記録](#)
- ▶ [法律と条約](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [立法過程](#)
- ▶ [主要な法律](#)
- ▶ [州法](#)
- ▶ [主要な国際法・協定](#)
- ▶ [米国社会](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [多様性と移民](#)
- ▶ [公民権](#)
- ▶ [家庭生活](#)
- ▶ [宗教](#)
- ▶ [社会福祉](#)
- ▶ [犯罪・司法](#)
- ▶ [スポーツ](#)
- ▶ [ビジネス・貿易](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [農業](#)
- ▶ [国勢](#)
- ▶ [ビジネス](#)
- ▶ [Eコマース](#)
- ▶ [経済援助](#)
- ▶ [経済政策](#)
- ▶ [労働問題](#)
- ▶ [貨幣と銀行](#)
- ▶ [経済統計](#)
- ▶ [貿易・投資](#)
- ▶ [教育](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [米国留学](#)
- ▶ [大学進学のための情報](#)
- ▶ [教育制度](#)
- ▶ [教育政策と現状](#)
- ▶ [メディア](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [報道の自由](#)
- ▶ [報道倫理](#)
- ▶ [ジャーナリスト](#)
- ▶ [新聞](#)
- ▶ [雑誌](#)
- ▶ [ラジオ](#)
- ▶ [テレビ](#)
- ▶ [米政府関係のニュース](#)
- ▶ [芸術と文化](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [音楽](#)
- ▶ [映画](#)
- ▶ [演劇](#)
- ▶ [ダンス](#)

- ▶ [フォークアート](#)
- ▶ [文化史](#)
- ▶ [文学](#)
- ▶ [建築](#)
- ▶ [視覚芸術](#)
- ▶ [環境・科学・技術](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [環境](#)
- ▶ [エネルギー問題](#)
- ▶ [情報技術](#)
- ▶ [医学と健康](#)
- ▶ [核科学](#)
- ▶ [宇宙研究](#)
- ▶ [旅行・米国地理](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [観光とイベント](#)
- ▶ [旅行便利情報](#)
- ▶ [旅行雑誌](#)
- ▶ [ホテル・旅行社](#)

米国政府の概要 - 第7章

多数の政府から成る国

[Go to English](#)

「合衆国憲法によって合衆国に委任されず、また州に対して禁止されていない権限は、それぞれの州または人民に留保される」

— 合衆国憲法修正第10条、1789年

合衆国憲法によってつくられた連邦組織は、米国政府のシステムの最大の特徴である。しかし現実には、このシステムは何千もの小さな要素から成るモザイクであり、それらの要素が集まって全体を構成している。50州の政府とコロンビア特別区の政府があり、それぞれの下には、郡および市町村を治める、さらに小規模な政府がある。

こうした政府の多重性を理解するには、米国の進化の過程を参照すると最も分かりやすい。連邦制度は、進化の過程の最終段階であると見なされてきた。合衆国憲法が制定される前は、いくつかの植民地（後には州）の政府があり、それ以前には、郡やさらに小規模な政府があった。初期の英国人入植者が最初になしとげた作業のひとつは、大西洋岸各地につくった極めて小さな入植地に、それぞれの統治組織をつくることだった。1620年、いわゆる「ピルグリム・ファーザー」たちは、メイフラワー号を下船する前に、早くも「メイフラワー盟約」を策定していた。これが文書化された初の米国憲法だった。そしてこの新しい国家が西へと進むにつれて、辺境の開拓地のそれぞれが自治ための政府をつくりだしたのである。

合衆国憲法の起草者は、この多層的な政府制度に手を付けずに残した。彼らは、国家的組織を最高位に置く一方で、国民とより直接的に接触し、国民のニーズにより敏感に応える一連の政府が必要であることを、賢明にも認識していた。すなわち、防衛、通貨規制、外交など特定の機能は、強力な中央政府によってのみ管理できるだろう。しかし公衆衛生、教育、地域の交通機関などの機能は、地元の行政区が管理したほうがうまくいくに違いないと。

州政府

独立以前の各植民地は、大英帝国によって個別に統治されていた。憲法が採択される前の共和国初期、各州は事実上、独立した自治体だった。憲法制定会議に出席した代表らは、より強力かつ実現可能な

連合体の設立を目指したが、同時に各州の権利の保護にも熱心だった。

完全に州境内で発生する出来事は、通常、州政府のみの問題である。これには、州内の通信、財産・産業・商取引・公益事業に関する規制、州の刑法、および州内の労働条件などがある。これに関連して言えば、連邦政府は、州政府が民主的な形態であること、また州政府が合衆国憲法または米国の法律ならびに米国が結んだ条約に矛盾または違反するような法律を採用しないことを義務付けている。

もちろん、州と連邦政府の管轄が重複する分野も多い。特に近年は、保健、教育、福祉、輸送、および住宅・都市開発などの分野で、連邦政府が責任を拡大し続けてきた。しかし、連邦政府が各州内でそうした責任を実行する場合には、上からの強制という形ではなく、連邦と州という2つのレベルの政府同士の協力を基盤として、計画が採用されることが多い。

連邦政府と同様、州政府にも、行政府、立法府、および司法府の3機関があり、その機能と責任範囲も連邦政府の場合とほぼ同様である。州の行政長官である知事は、一般投票で選ばれ、任期は通常4年である(一部の州では2年)。州議会は、一院制のネブラスカ州以外は、すべて二院制であり、通常、上院は「Senate」、下院は「House of Representatives」、「House of Delegates」、または「General Assembly」と呼ばれる。州議会議員の任期は、ほとんどの州で、上院議員が4年、下院議員が2年である。

各州の憲法は、一部の詳細に違いはあるが、州民の人権や政府の組織に関する記述をはじめ、概して合衆国憲法を模範としている。商取引、銀行、公益事業、慈善団体などの運営などに関しては、州憲法の方が合衆国憲法よりも詳細かつ明確である場合が多い。しかし、どの州憲法も、最終的な権限は州民にあることを規定し、政府の基盤として特定の基準と原則を設定している。

## 都市政府

米国は、かつては大部分が農村地帯だったが、今日では極めて都市化が進み、国民の約80%が町、大都市、または都市近郊に住んでいる。この数字が示すように米国内の諸政府の全体的な傾向を見る上で、都市政府の果たす役割は極めて重要である。都市は、警察・消防から衛生条例、保健条例、教育、公共交通機関、住宅に至るまで、あらゆるサービスを住民に提供しており、住民のニーズに直接応える度合いは、連邦政府や州政府よりはるかに大きい。

米国の主要都市の運営は、極めて複雑である。人口だけを比べても、ニューヨーク市は、50州中41州より人口が多い。この国で、大統領に次いで難しい行政長官職はニューヨーク市長である、とよく言われる。

都市政府は、州から設立認可を受ける。その認可定款には、市政府の基本方針と権限とが詳述されているが、多くの面で市の機能は州から独立している。しかし、大都市の多くにとって、住民のニーズに応えるためには、州および連邦の組織との協力が不可欠である。

都市政府の形態は全米各地でさまざまである。しかし、ほとんどの場合、有権者が選出する何らかの中央評議会があり、行政長官がさまざまな部門の長に補佐されて市の行政を管理する。

都市政府には、大きく分けて、市長・議会制、市政委員会制、市政管理官制の3種類があるが、これら3つは、いわば原型であり、実際には多くの都市政府がこのうち2つか3つを組み合わせたものを発展させてきた。

**市長・議会制** これは、都市政府の形としては米国で最も古く、20世紀初めまでは、ほとんどすべての米国の都市がこの形態を採用していた。その構造は、州政府や連邦政府と似ており、公選の市長が行政府の長であり、市内の各地域を代表する公選の議員から成る議会が立法府を形成する。市長が市政府の各部局の長などの幹部職員を任命するが、その際に議会の承認が必要なこともある。市長は、条例(市の法律に相当)に対する拒否権を有し、また市の予算作成の責任者である場合が多い。議会は、市条例を可決し、固定資産税の税率を定め、市の各部局に予算を割り当てる。

**市政委員会制** これは、立法と行政の機能をひとつの市政委員会に持たせるもので、委員会は通常、全

市から選出される3人以上の委員から成る。各市政委員は、ひとつあるいは2つ以上の部門の業務を監督する。うち1人が委員長に指名され、「市長」と呼ばれることが多い。ただしその権限は他の委員と同等である。

**市政管理官制** これは、選挙で選ばれた識者が持ち合わせていない専門の管理能力を必要とする都市問題の複雑さに対応するために作られた制度である。つまり、法の執行とサービスの提供を含む行政権の大半を、高度な訓練を受けた経験豊富なプロの市政管理官に委ねるわけである。

この市政管理官制を採用する都市の数が増えている。この制度の下では、少人数から成る公選の議会が市条例を作成し政策を決めるが、議会は市政管理官と呼ばれる有給の行政官（「市政代行官」）を雇って、議会が決定したことを実行させる。市政管理官は、市の予算を作成し、市の各部局の大半を監督する。通常、管理官には任期がなく、その実績に議会が満足している限り在任する。

## 郡政府

郡とは、州を分割した地域であり、例外はあるものの、通常2つ以上の町区といくつかの村を含む。ニューヨーク市は非常に広いため、ブロンクス、マンハッタン、ブルックリン、クイーンズ、スタテン・アイランドの5区に分けられ、それぞれが郡なみの権限を持つ。一方、ワシントンDCからポトマック川を隔てた対岸にあるバージニア州アーリントン郡は、都市部と郊外を合わせ持つ地域で、単一の郡行政によって治められている。

米国のほとんどの郡では、ひとつの町または市が郡庁所在地に指定され、ここに郡庁舎が置かれて、郡行政委員会か郡管理委員会かどちらかの会議が開かれる。小さい郡では、郡全体から委員が選出されるが、大きい郡では、郡内の個別の地区や町区を管理委員が代表する。行政、管理いずれかの委員会は、徴税、予算の借り入れと割り当て、郡職員の給料の設定、選挙の管理、高速道路や橋梁の建設と保全、そして国家・州・郡レベルの福祉計画の実施などを行う。

## 町村政府

米国には、都市政府と見なされるには小さすぎる地方自治体がたくさんある。これらは、町や村として認可を受け、道路の舗装や街灯、給水の確保、警察・消防業務の提供、地域の保健規則の設定、ゴミ収集や下水など廃棄物処理の世話、政府の運営を支える地方税の徴収、そして州や郡との協力による地域の学校組織の直接運営など、その地域のニーズだけに対応する。

町村政府は通常、公選の委員会または議会に委ねられる。これらは、町議会ないし村議会、代表者委員会、監理委員会、行政委員会など、さまざまな名称で呼ばれている。こうした委員会には、最高行政責任者の機能を持つ議長または委員長がいる場合もあれば、公選の町（村）長がいる場合もある。政府職員には、書記、出納係、警察官、消防士、保健福祉職員などがある。

地方政府に独特の特徴としては、主として米国ニューイングランド地方で見られる「タウンミーティング（町民会議）」がある。年に1回、あるいは必要ならば2回以上、町の登録有権者が公開会議を開き、役員の選出、地域の課題に関する討論、そして政府運営に関する法律の可決を行う。タウンミーティングは、組織として、道路の建設・修繕、公共の建物や施設の建設、税率、町の予算に関する決定を下す。2世紀以上の歴史を持つタウンミーティング制は、政府権限が誰かに委任されるのではなく、住民全員によって直接かつ定期的に行使される、直接民主制の最も純粋な形態としてしばしば引用されている。

## その他の地方政府

ここで取り上げた連邦、州、および地方政府が、米国の政府組織のすべてではない。米国商務省の国勢調査局によると、米国には、郡、市、町、学区、特別区などを含め、8万4955もの地方政府の単位が存在する。

米国民は、建国の初期には国民が自ら行っていたさまざまな責務の実行を、各政府に頼るようになった。

植民地時代には、大きな町でさえも、警官や消防士はほとんど存在せず、政府が街灯や道路の清掃を提供することもなかった。概して、人々は自分の財産は自分で守り、家族のニーズには責任をもって自分で対応した。

今日、こうしたニーズを満たすことは、政府を通じて実行される地域社会全体の責任事項と見なされている。小さな町でさえ、警察、消防、福祉、保健といった機能は、政府が提供している。かくして、数多くの行政区が迷路のように並んでいるのである。

[Home](#) | [U.S. Citizen Services](#) | [Visas](#) | [Policy Issues](#) | [State Department](#) |  
[Contact Us](#)  
[Privacy](#) | [Webmaster](#)

EMBASSY OF THE UNITED STATES



EMBASSY OF THE UNITED STATES IN JAPAN

## About the USA

U.S. DEPARTMENT of STATE



- [ホーム](#)
- [今月の話題](#)
- [参考資料日本語訳](#)
- [FAQs](#)
- [クイック・レファレンス](#)
- [大使館 / レファレンス資料室](#)
  - [大使館](#)
  - [レファレンス資料室](#)
- [このサイトに関して](#)
- [サイトマップ](#)

- [English](#)

- ▶ [米国のプロフィール](#)
- ▶ [アメリカ合衆国のポートレート](#)
- ▶ [数字で見る米国](#)
- ▶ [米国50州](#)
- ▶ [歴史](#)
- ▶ [歴史と民主主義の基本文書](#)
- ▶ [歴史の中の今日](#)
- ▶ [国歌・国旗・国璽・祝祭日](#)
- ▶ [日米関係](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [安全保障関係](#)
- ▶ [経済関係](#)
- ▶ [文化交流関係](#)
- ▶ [日米関係機関](#)
- ▶ [年表](#)
- ▶ [大使のスピーチ・寄稿](#)
- ▶ [大使と首席公使のリスト](#)
- ▶ [米国政府・政治](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [政府判事の経歴](#)
- ▶ [政党](#)
- ▶ [選挙](#)
- ▶ [行政府](#)
- ▶ [立法府](#)
- ▶ [司法府](#)
- ▶ [州・地方自治体](#)

- ▶ [シンク・タンク](#)
- ▶ [大統領の外国訪問記録](#)
- ▶ [法律と条約](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [立法過程](#)
- ▶ [主要な法律](#)
- ▶ [州法](#)
- ▶ [主要な国際法・協定](#)
- ▶ [米国社会](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [多様性と移民](#)
- ▶ [公民権](#)
- ▶ [家庭生活](#)
- ▶ [宗教](#)
- ▶ [社会福祉](#)
- ▶ [犯罪・司法](#)
- ▶ [スポーツ](#)
- ▶ [ビジネス・貿易](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [農業](#)
- ▶ [国勢](#)
- ▶ [ビジネス](#)
- ▶ [Eコマース](#)
- ▶ [経済援助](#)
- ▶ [経済政策](#)
- ▶ [労働問題](#)
- ▶ [貨幣と銀行](#)
- ▶ [経済統計](#)
- ▶ [貿易・投資](#)
- ▶ [教育](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [米国留学](#)
- ▶ [大学進学のための情報](#)
- ▶ [教育制度](#)
- ▶ [教育政策と現状](#)
- ▶ [メディア](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [報道の自由](#)
- ▶ [報道倫理](#)
- ▶ [ジャーナリスト](#)
- ▶ [新聞](#)
- ▶ [雑誌](#)
- ▶ [ラジオ](#)
- ▶ [テレビ](#)
- ▶ [米政府関係のニュース](#)
- ▶ [芸術と文化](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [音楽](#)
- ▶ [映画](#)
- ▶ [演劇](#)
- ▶ [ダンス](#)

- ▶ [フォークアート](#)
- ▶ [文化史](#)
- ▶ [文学](#)
- ▶ [建築](#)
- ▶ [視覚芸術](#)
- ▶ [環境・科学・技術](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [環境](#)
- ▶ [エネルギー問題](#)
- ▶ [情報技術](#)
- ▶ [医学と健康](#)
- ▶ [核科学](#)
- ▶ [宇宙研究](#)
- ▶ [旅行・米国地理](#)
- ▶ [概要](#)
- ▶ [観光とイベント](#)
- ▶ [旅行便利情報](#)
- ▶ [旅行雑誌](#)
- ▶ [ホテル・旅行社](#)

米政府の概要 - 第8章

人民による政府 — 市民の役割

[Go to English](#)

### 「政府が誤りを犯さないようにすることは、市民の役目である」

— ロバート・H・ジャクソン、連邦最高裁判所陪席判事、1950年「米国通信協会対ダウズ事件」

1787年の合衆国憲法起草によって、米国の建国の父たちは、新しい形態の政府を創造した。その背後にある概念は、当時としてはかなり革新的だったが、一見したところでは、単純かつ直接的なものである。すなわち、統治の権限は、直接人民に由来するものであり、世襲や軍事力ではなく、米国市民による、自由で開かれた選挙を通じて得られるものだ、という概念である。これは、理論としては単刀直入で整然としているかもしれないが、実際には包括的と言うにはほど遠いものだった。当初から状況を複雑にしたのは、誰が投票を許され、誰が許されないかという投票資格の問題だった。

当然のことながら、建国の父たちは、当時の人間だった。彼らにとっては、社会に利害関係のある者だけが、その社会の統治者を決める際に発言権を持つべきであることは、自明の理だった。彼らは、財産と個人の自由を守るために政府は作られたのだから、その政府の選択に関与する者は、ある程度の財産と自由を所有しているべきだと考えた。

これは当時、財産を所有するプロテスタントの白人男性だけが投票できることを意味した。女性、貧困者、契約奉公人、カトリック教徒、ユダヤ教徒、アフリカ出身の奴隷、アメリカ・インディアンは、問題外だった。歴史家マイケル・シュドソンは、「女性は、奴隷や奉公人と同様、他人に依存する者とされていた。市民権を持っていたのは、自らの生活の主人である者だけだった」と述べている。こうした制約の結果、生まれたばかりのアメリカ合衆国で、1789年にジョージ・ワシントンを選出したのは、全人口のおよそ6%にすぎない人々だったのである。

これらの新しい米国民は、王室や貴族制度を廃止したことを誇りとしていたにもかかわらず、当初は「庶民」が相変わらず「紳士」階級に一目置いていた。そのため、財産と人脈を持つ一族の人々が、強力な反対もなしに公職を獲得することが多かった。しかし、こうした状況は長くは続かなかった。民主主義の概念は極めて強力であり、これを封じ込めることはできなかった。そして、あまり財産も人脈もない人々が、自分たちも行政に貢献する機会が与えられるべきだと考えるようになった。

## 参政権の拡大

19世紀を通じて米国の政治は、速度は緩やかだが、着実に、より包括的なものとなっていった。旧来の習慣が崩れ、それまで除外されていた集団が、政治のプロセスに関与するようになり、選挙権を与えられる人々が少しずつ増えていった。まず、宗教と財産所有に基づく制限がなくなり、19世紀半ばまでに、成人の白人男性の大半が投票できるようになった。

そして、奴隷制度問題を巡って戦われた南北戦争(1861~65年)の後に、合衆国憲法に付加された3つの修正条項が、米国の民主主義の範囲と性質を大きく変えた。1865年に批准された修正第13条は、奴隷制を廃止した。1868年に批准された修正第14条は、米国で出生し、ないしは帰化した人はすべて、米国と居住する州の市民であり、連邦政府は、彼らの生命、自由、財産の権利の保障と、法による平等な保護を履行しなければならない、と宣言した。1870年に批准された修正第15条は、連邦政府や州政府が、人種、肌の色、または過去の隷属状態を理由に、有権者となり得る者を差別することを禁止している。

上に列挙した理由の中に、「性別」という重要な言葉が抜けているのは、手違いではなかった。女性は依然として選挙権を阻まれていたのである。旧奴隷にまで選挙権が拡大されたことは、長い間噴出の機会を伺っていた女性参政権運動に新たな息吹きを与えた。この運動がようやく勝利を収めたのは1920年のことだった。同年、憲法修正第19条により、「性別を理由として」投票権を拒否してはならないことが定められた。

皮肉なことに、この時点で、状況が逆転した。すなわち、女性は投票できるようになったが、黒人の米国民の多くは投票ができなかったのである。1890年代から、米国南部の白人は、各種の選挙規則を設けることによって、組織的に黒人を選挙から排除していた。そうした規則には、1868年以前に先祖が投票権を持っていなかった市民に識字試験を義務付けた「祖父条項」もあった。人頭税の課税などもあった。また身体的な威嚇もしきりに行われた。こうした形の選挙権の剥奪は、20世紀に入っても長く続いた。1950年代に始まった公民権運動の結果、不公正選挙を違法とし、南部の選挙を司法省が監督することを義務付けた投票権法が、1965年に制定された。1964年に批准された修正第24条は、投票資格が持てる人頭税を廃止した。人頭税はアフリカ系米国人と貧困者の投票を妨害するための、州が持つ残り少ない手段のひとつで、これが除去された。

参政権を拡大するため、最後にもうひとつ憲法修正条項が追加された。1960年代と70年代の初めに、米国がベトナム戦争に関与したことによって、最初は独立戦争中に論議され、それ以降、戦争のたびに蒸し返されてきた概念が、新たな力を得た。それは、国のために武器を持てる年頃の者は、投票できる年頃でもある、という考え方である。1971年に批准された修正第26条は、投票年齢を21歳から18歳に引き下げた。今日では、18歳以上の米国市民は、米国生まれか帰化市民かを問わず、ほぼ全員が投票権を持つ。法的に投票権を制限されるのは、一部の重犯前科者と心神喪失を宣言された者だけである。

## 直接民主制

現在の米国の選挙制度が抱える最も重要な問題は、誰に投票権があるかではなく、投票権を持つ者のうち何人が、実際に手間と時間をかけて投票所へ行くか、ということである。ほぼ半分、というのが、現在の大統領選の場合の答である。1876年に、投票率は史上最高の81.8%に達した。1880年代から90年代を通じて、投票率は平均80%前後だったが、その後徐々に低下し、1924年には最低記録の48.9%となった。1930年代の大恐慌時代には、民主党の「ニューディール連合」によって有権者の関心が復活し、投票率は平均60%前後に上昇した。しかし、1968年には再び低下を始め、1996年の大統領選の投票率は49.1%まで下がった。

こうした投票率の低さは、多くの人々を嘆かせている。政治学者A・ジェームズ・ライクリーは、著書『アメリカ型の選挙(Elections American Style)』で、次のように述べている。「現在、世論調査や有識者の苦情が示しているように、米国の選挙制度には問題がある、という意識が広まっている。これは小さな問題であり、穏健な改革で対処できる、という意見もあれば、問題の根は深く、抜本的な政治的処置、そしておそらく、より広範な社会秩序の大きな変化が必要だ、という意見もある。現状に対する苦情には、選挙運動の

膨大な費用と期間の長さ、候補者に対する一般市民の見方を形成するマスコミの力、そして候補者指名と総選挙の双方における『特別利益団体』の不当な影響力、などがある」

多くの解説者は、米国の選挙制度が必要としているのは、より直接的で、より代議制の度合いの少ない民主主義だ、と考えている。例えば、有権者が公選の政治家や候補者と直接話すことのできる、タウンホール・ミーティング(市民集会)のテレビ中継が、一般市民に「力を与える」手段のひとつとして推進されている。また、住民発議や住民投票、リコール選挙の実施が急速に増えている。正確な仕組みは州によって違うが、一般的に言って、住民発議は、有権者が十分な署名を集めることによって、法案や、州によっては憲法修正条項を、州議会を通さずに直接、投票にかけることのできる制度である。住民投票制度では、特定の種類の法案、例えば債券発行による融資のための法案などを、一般市民の承認を得るために投票にかけることが義務付けられている。また、州議会がすでに可決した法律でも、有権者が住民投票によって無効にすることができる。リコール選挙では、公職者を任期終了前に解任するかどうかを一般市民が決めることができる。

この住民発議(イニシアチブ)は、現在24州で認められているが、特に米国西部でよく使われており、オレゴン州では300回以上、カリフォルニア州では250回以上、コロラド州では200回以上実施されている。各州で多種多様な発議が投票にかけられており、例としては、職業や商取引の規制、禁煙法、自動車保険料、人工妊娠中絶の権利、賭博の合法化、大麻の医療使用、原子力の利用、銃砲規制などがある。

### 市民としての義務

米国の市民には、すべての人々にとって貴重な様々な自由を可能にする、多くの権利が与えられていることは明らかである。思考の自由。そうした思考に基づく意見を公選の代議員に対して個人的に、あるいは大小の集会で集団として、伝える自由。心のままに礼拝する自由、あるいは全く礼拝しない自由。そして、身体や住居や私文書を不当に搜索されない自由、などである。しかし、民主政治の理論によると、こうした権利には義務が伴う。それは、法律を守り、合法的に賦課された税金を納め、要請された場合には陪審を務め、選挙の論点と候補者について見識を持ち、また先人が労苦と涙によって多くの人々のために勝ち取ってきた投票の権利を行使する義務である。

もうひとつの主要な義務は、公的奉仕である。これまで国家の非常時には、何百万人もの米国人男女が、国を守るため軍隊に入隊してきた。さらに何百万という米国民が、平和時に国家の軍事力を維持するため軍務に就いてきた。また米国人は老いも若きも、国内外で、平和部隊などのボランティア組織に参加してきた。

しかし、最も永続的な違いを生む義務は、政治の過程に関与することである。政治学教授のクレーグ・リマーマンは、著書『新しい市民—既成概念を超えた政治、行動主義、奉仕(The New Citizenship: Unconventional Politics, Activism, and Service)』で、次のように述べている。「参加型民主主義を擁護する人たちの説によると、より大きな地域社会の中で人々が自らの役割と責任を認識するためには、地域社会や職場の意思決定への市民参加の拡大が重要である。例えば、地域の市民集会では、市民が他の市民の要求を知ることができる。真の参加型民主主義においては、市民は各自の利益を追求する自立的な個人として行動するのではない。それどころか、決断、討論、および譲歩の過程を通じて、最終的には、自らの関心事を地域社会の要求に結び付けるのである」

アイオワ州選出のトム・ハーキン連邦上院議員の言葉によると、初期の公民権運動、ベトナム反戦運動、そして環境運動を推進した活動家たちが、今はそのエネルギーを「より身近なところ」に集中し、近隣の住民を組織して、住宅供給の改善、公正な課税、公共料金の引き下げ、有毒廃棄物の清掃などの課題に取り組んでいる...。こうした活動は、人種や階級、そして地理的な境界を超えて、共通の利害の方が相違よりはるかに大きいことを、何百人もの人々に示してきた。(彼ら全員にとって、)市民運動のメッセージはひとつ。怒らず、いら立たず、くじけず、組織して応戦しよう—である」

### バーチャル・コミュニティ

現状を憂慮する米国の有権者の中には、公選の政治家、特に大統領や自州選出の上院議員・下院議員に連絡を取ることによって関与を続けている人々もいる。彼らは、手紙、電報、あるいは電話で意見を伝えたり、ワシントンまたは地元の州や選挙区で、政治家の事務所を直接訪れたりしている。しかし、ここ数年の間に、新たな通信媒体が突如として登場し、有権者に多大な力を与えている。それは有権者が世界中の出来事を知り、それについて意見を発信し、不満な点を変えるために働きかけることを可能にする力である。この媒体こそ、インターネット、ワールドワイド・ウェブ、情報スーパーハイウェイと呼ばれる媒体である。どのように呼ばれようと、この媒体は、米国の政治を急速に、決定的に変えつつある。

政治活動家のエド・シュワルツは、著書「ネットアクティビズム—市民によるインターネットの使い方 (NetActivism: How Citizens Use the Internet)」の中で、インターネットは「集団行動の手段として使おうとするならば、その強力な手段」となり得るとし、「それは、この50年間に開発された政治組織ツールの中で、最も強力な、しかも誰でも使えるものとなる可能性がある。地域の活動家がしばしば最も必要とするのは、政府機関および特定の制度や、政治制度の機能についての、確実な情報である」と述べている。インターネットを使えば、活動家はこうした情報を容易に、事実上無料で入手することができる。

インターネット上では、同じような関心を持つ人々から成る、「バーチャル・コミュニティ(仮想共同体)」で、何千マイルも離れた町に住み、インターネットがなければ決して知り合うことのなかったような人たちが、団結しつつある。こうした人々は、直接顔を合わせることはめったにないが、強い関心を持つ問題について、長期にわたる知的な対話を続けることによって、お互いを良く知ることになる。

もうひとつの著しい変化は、インターネットによって、政府や政治、そしてさまざまな課題について、以前は入手が不可能あるいは困難であった情報を、市民が迅速に入手できるようになったことである。

例えば「EnviroLink」という、環境問題専門のウェブサイトがある。地域の組織や団体は、このサイトで、温室効果ガスの排出、有害廃棄物、有毒化学物質などに関する具体的な情報を得ることができる。以前は、こうした組織や団体も、これらの課題について、大まかなことしか発言しかできなかったかも知れない。しかし今では、EnviroLinkのおかげで、詳しい資料が直ちに入手できる。このサイトには、教育センター、政府機関、環境団体、環境出版物などのリンク先が、分野別に記載されている。また、特定の環境問題について、担当者の氏名とメールアドレスを記載し、直接行動を取るための情報とアドバイスを提供しているほか、同サイトのユーザーが討論し意見の交換ができる「チャット・ルーム」を設けている。

地域レベルの活動家にとって、インターネットは特に便利である。こうした人々は、自分たちの住む地域や地域社会の状況を改善するひとつの手段として、政治に関与している。彼らは、町内の清掃、ゴミのリサイクル、犯罪監視グループ、成人識字教育などを組織する。エド・シュワルツは、「地域奉仕は彼らの目的のひとつだが、それだけが目的ではない。彼らは、住民が自らの福祉に貢献するため個人的に献身しない限り、健全な地域社会は実現しない、と愚直に信じている」と述べている。

こうした人々によるインターネット利用の一例として、シュワルツが全米の地域活動を促進するために設置した、「Neighborhoods Online」というウェブサイトがある。組織者、非営利組織のスタッフ、公選の政治家、ジャーナリスト、大学の教授や学生、そして一般市民など、近隣の問題を解決するための新たな手段を求める人々が、毎日何百人も、このサイトを訪れている。

シュワルツは、「当初は小規模だったが、今では、ほぼすべての地域開発公社、地域顧問委員会、成人識字教育プログラム、雇用訓練機関、そして福祉サービス供給者が、すでにつながっているか、ないしはそのための手段を検討している」と述べている。

## 私益団体

上記のような団体は、全体の利益を求め、それが必ずしもその団体の構成員の利益になるとは限らないという点で、公益団体と呼ばれる。これは、そうした団体の立場が正しいということではなく、単に利潤や、特定の自己利益を求める要素が少ないことを意味する。

これに対して、私益団体は、通常、支持する政策に、経済的な利害が絡んでいる。事業組織は、法人税の引き下げやスト権の制限を支持する。これに対して労働組合は、最低賃金法や団体交渉の保護を支持する。また、その他の教会や民族団体などの私益団体は、彼らの組織や信条に影響を及ぼすような、より広範な政策課題に関心がある。

近年、数の上でも影響力の上でも拡大している私益団体に、政治活動委員会(PAC)がある。PACとは、単一の、または一連の争点を中心に組織され、連邦議員や大統領を選出するための政治運動に資金を提供する独立団体である。連邦選挙においてPACが直接候補者に寄付できる金額には制限がある。しかし、PACが特定の視点を支援したり、候補者の当選を促したりするために、独自に費やすことのできる金額には制限がない。今日、PACの数は数千に上る。

マイケル・シュドソンは、著書『良き市民—アメリカの市民生活史(The Good Citizen: A History of American Civic Life)』で、次のように述べている。「利益団体が急増し、ワシントンDCに事務所を設置して、自らの代表を直接連邦議会や連邦機関に直接送り込む団体が増えていることは、各政党にとって脅威となっている。ワシントンを監視する組織の多くは、一般市民から、財政的、精神的な支援を求めている。そうした組織の多くは、狭い範囲の課題、あるいは単一の争点に焦点を絞っている。そうした単一争点アプローチは、往々にして感情に訴える力が非常に強い。このため、各政党を相手に、一般市民の資金、時間、情熱を奪い合う存在となる。」

選挙運動費がますます増大するに従い、こうした「特別利益団体」の費やす資金は増加を続けている。多くの米国民は、企業、組合、PACを問わず、豊富な資金を持つ利益団体の力が極めて強いいため、一般市民がそうした団体の影響力に対抗することはほとんど不可能だ、と感じている。

しかし、一般市民にもできることはある。それは、情報入手し、それに基づいて行動することである。おそらく、その手段として最も迅速かつ効率的なのは、インターネットを利用して、地元選出の政治家の動向を追跡することである。市民は、どの特別利益団体がどの政治家に寄付をしているか、またその政治家が最近の法案についてどのように投票しているかを、ものの数分もたたないうちに行うことができる。そして、こうした情報をもとに、自分の意見を発信することができる。

争点について考え、それに関する情報を集め、友人や地域の住民と話し合っても、政治家がどう行動するか、どう投票するかには、関係ない。それが、政治の厳しい現実である。しかし政治家は、地元の有権者が再び自分に票を投じるかどうかを、ひどく気にするものだ。地元選挙区から手紙や電話、ファックス、電子メールが届き始めると、政治家は注意を払う。最終的な力を持つのは、それぞれが選択して1票を投ずる市民なのである。

1787年の合衆国憲法起草から現在までの道は、真つすぐなものではなかった。有権者は、その時々々の激情や出来事によって、最初は右へ、次は左へと動かされてきた。しかし、彼らは常に、どこかの時点で、中道近くで一休みするために戻ってくる道を見つけてきた。実利と理想、地方と連邦、公共と民間、利己と利他、そして州の権限と国家全体の利益の間のどこかに、合意点が存在する。米国民は、長年にわたって、その合意点を基盤として、強く豊かで自由な国を、欠点はあるが、常に未来のより良い日々を目指してまい進する国を、築いてきたのである。

## 政党

米国の建国の父の多くは、政党という概念を嫌った。対立する「派閥」は、共通の目標に向けて協力するより、互いに争うことに力を入れるに違いない、と彼らは考えたのである。そして、組織集団の介入を受けずに、個々の市民が個々の候補に投票することを望んだ。しかし、現実にはそうはならなかった。

1790年代までには、この新国家の進むべき方向について、いくつかの異なる見解が生じた。対立する意見を持つ人々は、それぞれ党派を組むことによって支持を得ようとした。アレグザンダー・ハミルトンの支持者は、自らを「連邦派」と称し、商工業の利益を支持する強力な中央政府を推進した。トーマス・ジェファソンの支持者は、「民主共和派」と称し、連邦政府の権限が制限された、地方分権の農業共和国を推進し

た。1828年までに、組織としての連邦派は消失し、代わりに、同年大統領となったアンドリュー・ジャクソンに対抗するためにホイッグ党が誕生した。民主共和派は民主党となった。かくして今日まで続く2大政党制が生まれたのである。

1850年代には、奴隷制問題が脚光を浴び、特に、米国西部の新たな領土で奴隷制を認めるべきかどうか争点となった。この問題に関して賛否を明らかにしなかったホイッグ党は消滅した。これに代わって1854年に誕生した共和党は、すべての領土から奴隷制を排除することを主な政策とした。この新党は、わずか6年後の1860年には、エイブラハム・リンカーンを候補に立てて、大統領の座を獲得した。その頃には政党は、米国の圧倒的な政治組織として確立し、ほとんどの人々の意識の中に、政党への忠誠が重要な位置を占めるようになっていた。政党への忠誠は、父から息子へ受け継がれ、制服姿の隊列行進やたいまつ行列も登場する派手な選挙運動イベントなど政党活動が、多くの地域で社会生活の一部となった。

しかし、1920年代までに、こうした陽気で庶民的な雰囲気は弱まった。市政改革や公務員制度改革、汚職防止法、そして政治家が牛耳る全国党大会に代わって、大統領予備選が行われるようになったことによって、政治が浄化され、同時に娯楽性もかなり薄くなった。

なぜ米国は2つだけの政党による政治に落ち着いたのか。米国の公職者の多くは、1選挙区1人制の選挙区から選出され、「比較多数得票」制で対立候補を破って当選する。これは、最多票を得た候補が勝者となる制度で、比例配分は行われない。こうした制度は、2党支配を助長する。すなわち、ひとつの政党が権力を握れば、もうひとつは力を失うが、力を失った者が結束すれば、権力の座にある者を破る可能性が高まる。時には第3党が現われ、少なくともしばらくの間は、ある程度の票を獲得することもある。近年、最も成功を収めた第3党は、1992年と1996年の大統領選挙でかなり健闘した、H・ロス・ペローの改革党である。1998年にミネソタ州知事に当選したジェシー・ベンチュラは、州レベルで官職に当選した初の改革党候補となった。しかし、第3党にとって今は、存続するのが辛い時期である。2大政党のどちらか、または両方が、第3党の人気のある主張を横取りし、ついでに第3党の支持者まで奪ってしまうことが多いからである。

政治学教授のネルソン・W・ポルスビーは、著書『新フェデラリスト・ペーパーズ—憲法擁護論(New Federalist Papers: Essays in Defense of the Constitution)』で、「米国においては、民主党または共和党という政治的分類が、ほぼすべての公職者に当てはまり、従って全国各地のほぼすべての有権者は、この2大政党のいずれかの下で動員される」と前書きしながらも「ただ、各地の民主党員と共和党員は、すべて同じだとは限らない。50州それぞれの政治文化には、時には微妙な、時には明白な相違がある。その結果、全体的には、民主、共和両党の党員であること、あるいは両党の候補に投票することの意味が、かなり異なってくる。こうした相違を考慮すると、米国の2大政党制は、現実には100政党制に近いものを覆い隠している、という見方にも正当性があるかもしれない」と述べている。

## マスコミ

米国民は、米国の新しい民主制が正しく機能するためには、情報を容易に入手できることが不可欠であることに、早くから気付いていた。情報がなければ、候補者や政策について、正しい判断を下すことはできない。そして、こうした情報が役立つためには、入手しやすく、広く配布されなければならない。

この要求に応えられるのは、新聞だった。米国初の日刊紙は、1783年にペンシルベニア州フィラデルフィア市で発行された。1800年までには、フィラデルフィア市で日刊6紙、ニューヨーク市では5紙、メリーランド州ボルティモア市では3紙、そしてサウスカロライナ州チャールストン市では2紙が発行されており、このほかに全米各地で250紙(主に週刊紙)が発行されていた。1850年までに、全米で2000紙があり、うち200紙が日刊紙だった。

米国では、建国当初から、ジャーナリスト特有の頑固さが、多くの政治家との衝突の原因となってきた。ジョージ・ワシントン、1792年に、「政府とその職員が、常に新聞による嫌がらせの対象となり、しかも動機や事実の調査もせず、そうした嫌がらせが行われるならば、どのような生身の人間にとっても、指揮を取ったり、組織を統率したりすることは不可能だ、と私は考える」と書いた。一方で、政治家たちは、有権者

に情報を与える上でマスコミが果たす重要な役割も認識していた。トーマス・ジェファースンは1787年に、「新聞のない政府を取るか、政府のない新聞を取るかの決定を私が任されたら、私は一瞬たりとも迷うことなく後者を選ぶ」と書いた。

1924年には、全国党大会の議事進行が初めて生中継のラジオで放送され、ラジオが政治において重要な役割を果たすようになった。この年、両政党はラジオ広告費を払い始め、共和党は12万ドル、民主党は4万ドルを費やした。その4年後には、両政党ともに、ラジオ広告費が100万ドルに跳ね上がって、選挙資金支出の急増が始まった。この傾向は近年ますます加速している。

1934年に、ジョージ・ギャラップが、主な選挙区の少数のサンプルを手始めに、世論調査の実施を始めた。こうした調査は、「津々浦々で議員や教育者、専門家、編集者、そして一般市民が、民主主義の鼓動をより確実に知るための、迅速かつ効率的な手段」を提供する、と彼は考えた。今日の世論調査は、経験に基づいて質問が微調整され、分析に近代技術が取り入れられて、はるかにきめ細かいものとなっている。時には誤差があるものの、一般的に世論調査は、世論を追跡する効果的な方法とみなされている。

政治的な大会が初めてテレビで放送されたのは1940年で、視聴者数は10万人だった。1950年代までに、米国家庭の3分の1にテレビが普及していた。1952年の選挙運動では、両政党がテレビ広告に350万ドルを費やしたが、テレビ広告費でも共和党が民主党を大きく引き離していた。1960年のケネディ・ニクソン両大統領候補によるテレビ討論会は、近代の選挙運動におけるテレビの重要性や役割を不動のものとした。

英国の歴史家フィリップ・ジョン・デイブースは、著書『選挙USA (Elections USA)』で次のように述べている。「ほとんどの米国人にとって、テレビは最も重要な情報源となっている。主要な公職の候補は、強い印象を売り込もうとするならば、テレビのニュース報道を無視することはできない立場にある。またこの媒体を通じて宣伝をする機会を見逃すこともできない…。しかも、一般市民は、少なくとも主要な公職の候補には、テレビ出演を期待するようになっている。連邦や州レベル、あるいは主要な地方の候補者は、引き続きラジオや活字媒体の広告を効果的に使っているが、テレビで売り込まないと、選挙運動に説得力がなくなってしまう。」

[Home](#) | [U.S. Citizen Services](#) | [Visas](#) | [Policy Issues](#) | [State Department](#) |  
[Contact Us](#)  
[Privacy](#) | [Webmaster](#)

EMBASSY OF THE UNITED STATES